

## 「設置の趣旨等を記載した書類」

### 目 次

1. 文京学園の沿革及び建学の精神	P1
2. 文京学院大学大学院看護学研究科設置の趣旨及び必要性	P1
3. 人材育成の目的とディプロマポリシー	P5
4. 教育課程の編成の考え方および特色	P6
5. 教員組織の編成の考え方および特色	P10
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P12
7. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	P16
8. 施設、設備等の整備計画	P16
9. 基礎となる学部との関係	P18
10. 入学者選抜の概要	P19
11. 取得可能な資格	P21
12. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	P21
13. 管理運営	P22
14. 自己点検・評価	P24
15. 情報の公表	P25
16. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	P26

## 設置の趣旨及び必要性

### 1. 文京学園の沿革及び建学の精神

文京学園は、1924(大正 13)年に教育者 島田依史子氏によって創立された島田裁縫伝習所を祖としている。学ぶ機会に恵まれず、関東大震災の混乱に翻弄される女性の状況を憂い、女性教育の必要性を痛感し、女性の自立を目指し開学した。人が拠って立つ真の財は、生涯失うことのない知識や技能にあるとして、以来 95 年にわたり、「自立と共生」を建学の精神として掲げ、実務社会の要請に適う技能を身につけ、社会の発展に寄与する人材の育成に邁進してきた。

現在も、第 2 代学園長の島田和幸氏が敬慕した会津八一の「学規」の解説書を入学式で新入生全員に配布し、自らの品性を磨くこと、個性豊かな人間をつくりあげることの重要性を説き、大学教育で学ぶ意義を探究させている。専門的な知識を修得するのみならず、ひとりの人間としての成熟を目指すと同時に、社会の立派な一員となるような人材育成を行っている。

その後、1947(昭和 22)年に文京女学院に改称し、同時に中等教育機関を発足させ、1954 年に幼児教育を開始した。また、1959 年に医学技術者養成選科を開設し、1964 年に英語英文科を擁した短大を開学、その後保育科、経営学科を開設し、1991 年、文京女子大学経営学部を開学した。以降、人間学部、外国語学部、保健医療技術学部(理学療法学科・作業療法学科・臨床検査学科)を開設し、2005 年からは男女共学となり、2014 年看護学科を新たに保健医療技術学部を開設して、現在 4 学部 10 学科を有している。

大学院教育としては、文京学院大学大学院経営学研究科を 1997 年より開設し、保健医療科学研究科、経営学研究科、外国語学研究科、人間学研究科(すべて修士課程)の 4 研究科 5 専攻を有している。ほかに文京学院大学女子高等学校、文京学院大学女子中学校、文京学院大学ふじみ野幼稚園、同文京幼稚園を設置しており、学生・生徒及び園児を合わせて約 6,200 名を育成する総合学園として社会的責務を果たしてきた。

このたび、看護学科開設 6 年を経て、本学大学院に研究科として新たに、看護学研究科を開設することを計画し、申請するに至った。本学には既に保健医療科学研究科が開設されており、「健康推進・リハビリテーション分野」、「検査情報解析分野」で構成されている。しかし、看護学の研究領域とは一線を画すことから、看護学研究の専門性を維持するため、この度新研究科を創設することとなった。

(資料No.1 学園規模)

## 2. 文京学院大学大学院看護学研究科設置の趣旨及び必要性

### 1) 文京学院大学大学院看護学研究科設置の趣旨

平成 24 年に策定された「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動 (健康日本 21 〈第二次〉)」では、国民の健康増進の推進として、(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小、(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持および向上、(4) 健康を支え、守るための社会環境の整備、(5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善、が目標として設定されている。すなわち、あらゆるライフステージにおいて、個々人が健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる

ことを目指して、適切な生活習慣を個々人が獲得し継続していくこと、こうした生活のあり方を支援できる社会環境を整備していくことを目標としている。確かに少子高齢化が今後、暫くは加速され、継続されることを想定すると、健康寿命の延伸は社会としても重要な課題である。しかしながら、少子高齢社会に限らず、個々人が自分の生きがいや希望を持ち、健やかに生活していける社会環境は本来、目指すべきものであり、そのためにはライフステージの早い段階から適切な生活習慣を獲得していけるような力を個々人が育み、自身の健康づくりに積極的に取り組める姿勢を持つことが重要な鍵となる。看護専門職は、個々人が自身の健康の保持・増進に繋がる生活習慣を継続していける力を獲得できるよう支援する役割を担う専門職である。したがって、看護専門職者にとって、生活習慣病のリスクとなるような生活習慣の改善をはかる援助や多様な場における健康の保持・増進に向けた教育的な支援は欠かせないものであり、高度な実践能力が求められる。加えて、医療現場においては、対象者の高齢化に伴い疾病構造は複雑となり、独居や老老世帯が増え、健康問題の解決を図る上でも困難な事例が散見している。また健康な子どもを育めるような妊娠や出産、子育てを実践していける力が乏しい母親や父親も少なくなく、家族としての機能が働いていない状況を見受けることも多い。このように健康問題の解決を図り、健康回復を支援する上でも、対象者の置かれている状況を的確に判断しながら対象者自身が問題解決に取り組む意思を固めることを支え、対象者と共に解決方法を模索し、実行に移していくことを援助できる教育的な実践能力が看護専門職者には求められる。

以上のような背景をふまえ、本研究科では、あらゆる場において、人々の尊厳を守りながら個々人の意思決定を支え、個々人が自身にとって最善の健康状態を維持しながら、生きがいや希望を持った生活を送れるような能力を獲得できることを目指し、教育的な看護実践を展開できる看護専門職者を育成する。具体的には、人々の生活の場や臨床の場で直面する様々な問題や課題に関して、研究的方法論を活かして分析して最善策を見出す能力、高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力、エビデンスに基づいて思考し、教育的な看護を実践できる能力、保健医療福祉システムの中で様々な人々や多職種と連携・協働する力を備えた人材育成を目指す。

## 2) 文京学院大学大学院看護学研究科設置の必要性

文京学院大学における大学院教育は 1997 年の経営学研究科経営学専攻修士課程開設に始まり、保健医療科学研究科保健医療科学専攻修士課程は 2010 年に開設された。保健医療科学研究科では、保健医療分野における高度な専門職業人ならびに研究者の養成を目的として、理学療法士・作業療法士・臨床検査技師などの有資格者に対して、先端医療科学の専門知識と高度な専門的技術を教授するとともに、保健医療分野を科学的にとらえて、学術的・理論的に研究できることを目指して教育している。看護学研究科の母体となる保健医療技術学部看護学科は 2014 年に開設され、6 年目を迎えた。地域における生活を基盤しながら看護を考え、質の高い看護を実践できる看護師の育成を目指している。この 2 年間の国家試験合格率はいずれも 100% であり、卒業生は都内をはじめ主に関東圏内の大学病院や地域医療支援病院に就職している。学部教育においても、対象者の意思決定の重要性や対象者自身が問題解決できるような支援の必要性を重要視していることもあり、卒業生からは、「心疾患患者の急性増悪を予防できるように本人に働きかける実践力を高めたい。」や「在宅に戻りたい」という高齢患者の意思を実現できる実践力を獲得したい。」などの声を耳にすることが多い。こうした卒業生の要望に応えていくためにも看護学研究科の設置は必須と考える。さら

に本学看護学科の臨地実習を依頼している病院のうち数か所とは、本学科の教員が病院の看護研究を支援する体制が整備され始めており、臨床場面で個々の看護師が直面している課題に関して研究的方法論を用いて教員と共に解決を図っている。こうした取り組みを通して、看護師の中から「研究的な方法論をしっかりと学び、自身で課題を解決できる力を獲得し、現場の看護師たちと一緒に実践を高めていきたい。」という者も現れており、大学院看護学研究科が開設された折には進学を視野に入れている看護師も見受けられる。これまでの実習病院との関係性から本学科の教員への信頼も伺え、実習病院と協力しながら看護の質向上への取り組みの一環として、現場の看護師の実践力向上の場の提供は重要な意味を持ち、看護学研究科の設置は現場からも期待されているものと推測される。

加えて、2019年の日本看護系大学協議会の会員校は284校であり、各看護系大学における教員確保は決して容易ではない。そのため、将来的には、卒業生を看護学の研究者として、看護基礎教育の教育者として育成し、本学看護学科の学生を質の高い看護専門職者に養成する教員として立脚できるよう培うことも念頭に入れ、看護学研究科の設置を目指している。

本申請に先立ち、文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置に対するニーズ、並びに入学定員に対する学生確保の見通しを明らかにするために、以下の2つのアンケート調査を実施した。

#### （1）文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置にかかる医療機関からの要請

文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）に対する医療機関の意向を把握するため、文京学院大学保健医療技術学部看護学科の主な実習施設である4施設に対して、アンケート調査を依頼した。調査の内容および結果は以下のとおりである。

大学院看護学研究科の開設に伴い、就業を継続しながら大学院での学びを希望する看護職者の就学意欲を明らかにすることをねらい、本学周辺地区の病院4施設を選定し、調査を依頼した。質問項目は5項目とし、すべて選択肢を設けた。調査配布数300件、有効回答数279件、回答率93%であった。

問1の『臨床の仕事を続けながら大学院で学びたいと思いますか？』に対しては、「とても思う」が44名（15.8%）、「少し思う」が114名（40.9%）、「あまり思わない」が78名（28.0%）、「全く思わない」が43名（15.4%）であり、肯定的な意見が約6割を占めており、大学院進学へのニーズは高いことが伺われた。問2では、問1で「全く思わない」と回答した者以外に『大学院において学びたい分野』について、14分野から複数選択可として回答を求めた。その結果、①慢性期看護27名（9.7%）、②周術期看護42名（15.1%）、③高齢者看護32名（11.5%）、④終末期看護63名（22.6%）、⑤がん看護59名（21.1%）、⑥小児看護15名（5.4%）、⑦母性看護17名（6.1%）、⑧精神看護24名（8.6%）、⑨在宅看護52名（18.6%）、⑩救命救急看護54名（19.4%）、⑪家族看護47名（16.8%）、⑫外来看護15名（5.4%）、⑬看護管理51名（18.3%）、⑭看護教育62名（22.3%）であった。「がん看護」や「終末期看護」、「在宅看護」など、これから医療機関の中だけではなく、地域全体で取り組まなくてはならない看護の分野へのニーズが高いことが分かった。問3の『文京学院大学大学院に看護学研究科が開設されることに関心はおありですか？』に対しては、「とても関心がある」13名（4.7%）、「少し関心がある」100名（35.8%）、「あまり関心がない」117名（41.9%）、「全く関心がない」49名（17.6%）であった。問1の臨床の仕事を継続しながら大学院で学びたい思いのある者が158名であったことを考慮すると、文京学院大学大学院看護研究科開設に対して「とても関心がある」と「少し関心がある」と回答した者が113名であったことは、本学大学院への

期待が伺われる。

問4の『文京学院大学大学院に看護学の研究科が開設された場合、お仕事を続けながら大学院に進学したい思いはありますか?』では、「かなりある」14名(5%)、「少しある」88名(31.5%)、「ほとんどない」114名(40.9%)、「全くない」62名(22.2%)であった。問4の回答数と照合すると、就業しながらの大学院進学に困難さを感じている様子が伺える。社会人学生への履修および研究指導の体制を十分に整えていく必要がある。問5の『大学院で取得できる資格であるCNSを取得したいと思いますか?』に対しては、「とても思う」20名(7.2%)、「少し思う」108名(38.7%)、「あまり思わない」107名(38.4%)、「全く思わない」40名(14.3%)であり、CNS取得にこだわりなく、大学院での学びを希望している者が多いことが伺われた。

## (2) 文京学院大学大学院看護学研究科(修士課程)設置にかかる卒業生からの要請

文京学院大学大学院看護学研究科(修士課程)設置に対する卒業生からの意向を把握するため、第1期(平成29年度)卒業生～第3期(平成31年度)卒業生に対して、アンケート調査を実施した。調査の内容および結果は以下のとおりである。

本調査は、大学院看護学研究科の開設に伴い、看護実践を高めることや大学院で学ぶことに対する卒業生のニーズを明らかにすることを目的とした。Google formsにてアンケートを作成し、連絡先(メールアドレス)を登録している卒業生170名に配信した。回答期間は2020年8月1日から8月9日であった。第1期生35名、第2期生17名、第3期生57名計109名より回答が得られた(回答率64.1%)。104名(95.4%)は看護師として就労しており、保健師2名(1.8%)、助産師1名(0.9%)であった。

『今後、自分の看護実践力をより高めたいと思う時期がくると感じますか?』という質問については、「はい」が104名(95.4%)で全員が看護師、「いいえ」が5名(4.6%)であった。調査の対象は臨床経験3年未満であるが、回答があった卒業生のうち看護師として勤めている者全てから看護実践力をより高めたいと思う時期がくるとの回答が得られたことは、日々の患者との関わりの中で高い実践力の獲得を欲する場面に遭遇している可能性が高いことが伺え、高い学習意欲に繋がると推測される。

『働きながら実践力を高める機会がほしいと感じますか?』という質問に対しては、「はい」が95名(87.2%)、「いいえ」が14名(12.8%)であった。約9割が働きながら実践力を高める機会を希望しており、働きながら修士課程を履修できる体制や環境を整える必要性が明らかとなった。

『今後、本学に実践力を高めることができる大学院があれば、学びたいと感じますか?』では、「はい」が74名(67.9%)、「いいえ」が35名(32.1%)であった。また、働きながら実践力を高めたいと希望している95名の内、71名(74.8%)は母校で学びたいと回答しており、大学院看護学研究科の開設へのニーズは高いと考える。進学を視野にいれている卒業生が、母校で再び学ぶことを選択していけるような機会を提供できることが重要である。

『あなたは下記のどの領域に興味・関心がありますか(複数回答可)』では、本学看護学科にある7つの看護領域で複数回答とした。急性期看護59名(54.1%)、慢性期看護51名(46.8%)、地域看護29名(26.6%)、老年看護28名(25.7%)、小児看護21名(19.3%)、母性看護14名(12.8%)、精神看護12名(11%)であった。急性期看護および慢性期看護への興味・関心が高いとともに、地域看護、老年看護、小児看護にも2割以上の者が関心を示している。病気を抱えながら地域で

療養生活を送る人々への支援、健康教育など、看護実践力を高めることを目指している本学大学院看護研究科の設置趣旨とも一致する面があり、進学への期待が持てる。

自由記載では「大学院ができれば通いたいです。」「働きながら大学院で学べる場が身近にあると嬉しいと思います。」「看護師として、働き始めてから新たにより深く看護について学べる場所が欲しいと思いました。」といった声が寄せられている。卒業生が臨床で働き始めてから、改めてより深く看護を学びたいと感じ、身近な場所で学ぶ機会を求めていることがわかる。

以上より、文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置に関連した卒業生のアンケート調査では、看護師の経験年数3年未満であるにも関わらず、約9割が働きながら看護実践力を高めたいと考えており、そのうち約7割以上は本学に実践力を高めることができる大学院があれば、本学で学びたいと回答していた。卒業生にとっても本学大学院看護研究科の設置は重要な意味を持つと考える。就労しながら大学院で学ぶ希望が多いことも踏まえ、長期履修制度等の整備を図ることが求められる。

### 3. 人材育成の目的とディプロマポリシー

#### 1) 養成を目指す人材像

本研究科では、人々の尊厳を守りながら個々人の意思決定を支え、その人が望む生活を営むために必要な健康行動を獲得し、直面した健康問題を解決できる能力を身につけることを支援する教育的な看護を実践できる人材育成を目指している。そのためには、研究的方法論を活かして問題や課題を分析して最善策を見出す能力、高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力、エビデンスに基づいて思考し、教育的な看護を実践できる能力、保健医療福祉システムの中で様々な人々や多職種と連携・協働する力を育成することが必要と考えている。特に、健康の保持・増進や健康回復に必要とされる健康行動は、個々人の日常生活習慣に深く結びついており、行動を変容していくことは決して容易ではない。したがって、教育的な看護実践では、個々人が大切にしている信条や価値観を丁寧に探り、尊重した上で、生活習慣の変容の難しさを十分に理解し、“知識として理解していても、生活習慣の改善を継続することができない”状況を受け止めながら、対象者と共に健康行動を継続できる方策を検討し、その人の意思決定と継続していこうとする思いを支援できる力の育成が重要である。行動変容が困難な事例に対しても、健康行動を獲得あるいは継続できない要因について研究的方法論を用いて明らかにし、その解決方法を個々人の生活に当てはめながら最善策を見出すと共に個々人の意思決定のあり方を深慮しながら支え、個々人の健康行動継続を支援するために必要な人々と協働できる看護実践力を携えた人材育成を目指す。また、こうした看護実践力は、個人に限らず集団や地域を対象とした場合にも発揮されるものである。

#### 2) ディプロマ・ポリシー

以下の能力を修得し、修了に必要な単位を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査に合格した人に修士(看護学)の学位を授与することとする。

- (1) 人々の生活の場や臨床の場で直面する様々な課題に関して研究的方法論を活かして分析し、最善策を見出す能力を修得している。
- (2) 高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力を修得している。
- (3) 個々人が望む生活を営むためには、個々人が自身の健康を保持・向上していく力を獲得しな

ればならないことに主眼を置き、こうした力を人々が獲得できるような教育的な看護を実践できる。

(4) 保健医療福祉システムの中で、様々な人々や多職種と連携・協働する力を修得している。

### 3) 本大学院看護学研究科の修了生への期待

本研究科の修了生は、健康状態に応じた健康行動を人々が獲得できることを支援する教育的な看護実践能力を修得し、臨床現場で活躍することを期待している。特に現在その構築を推進されている地域包括ケアシステムを支える各医療機関の地域包括ケア病棟や退院支援部門、外来看護部門などで、実践力を発揮できると考える。さらに各病棟においても、個々の患者が退院後の生活の中で健康を維持・向上できるような行動変容を支える看護の提供をはじめ、他の看護スタッフの実践力向上に関しても指導的な役割を担えると考え。意思決定や行動変容に関する困難事例に対しては、他職種との協働を図りながら対応できる能力が期待できるため、地域包括ケアシステムを支える看護専門職者として大いに貢献することが期待できる。また医療機関の中に留まらず、小学校や中学校、高等学校の教育機関をはじめ地域の様々な集団や組織に出向いて健康教育を実施できるような体制を構築し、地域の保健師をはじめとする看護専門職者と協働しながら人々が健康行動を獲得できる支援を展開できる人材となることを期待する。

### 4) 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)においては、その人材養成目的並び教育目標に基づき、広い視野を持ち、高度な看護実践能力をもつ看護職者の育成を中心とする。そのため、修士課程の開設とその充実に専心することにより看護学の発展に資するため、現段階においては博士課程の設置は予定していない。

### 5) 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、基礎学部・学科である保健医療技術学部看護学科の学校教育を踏まえ修士課程を設置するものであり、研究科名は「看護学研究科」とする。専攻名は、「看護学専攻(修士課程)」とし、学位の名称は「修士(看護学)」とする。

なお、「看護学」の英語表記は、国際的に広く用いられている「Nursing Science」とする。

大学院名	文京学院大学大学院	Bunkyo Gakuin University Graduate School
研究科名	看護学研究科	Graduate School of Nursing Science
専攻	看護学専攻	Master Course of Nursing Science
学位名称	修士(看護学)	Master of Nursing Science

## 4. 教育課程の編成の考え方および特色

### 1) 教育課程編成の考え方

「日本の将来推計人口」によると 2025 年には 65 歳以上の高齢者は 3,657 万人に達して、人口の 30%を占め、諸外国に例をみない速さで進んでいる高齢化が保健医療福祉分野に大きな影響を及ぼすことは周知の通りである。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を全うできることを目指し、2005 年の介護保険法改正で地域包括ケアシステムの必要性が謳われて以降、2011 年と 2015 年の改

正により地域包括ケアシステムの構築が自治体の責任で義務化され、介護予防・日常生活支援総合事業の創設などが実施されてきた。さらに 2018 年 4 月から施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指して、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進」、「医療・介護の連携の推進」、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」が掲げられている。すなわち、加齢に伴う心身の様々な変化により高齢者が要介護の状態になっても、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら自分らしい暮らしを最期まで継続できる社会の構築を目指して、自治体等の保険者が積極的に取り組むと同時に、地域住民が自身の問題として参画することが求められている。こうした地域社会の構築は、1950 年代から 1960 年代、1970 年代にかけて取り組まれた成人病予防を目指した地域活動に共通する面があり、高度経済成長期やバブル期を経て衰退した“地域のつながり”をあらためて育成・強化していくことが求められていると考える。これを実現するためには、まず個々人が生活の場で人生を全うする営みのあり方を重要視して、健康を保持・増進するために必要な健康行動をライフサイクルの早い時期から自身の生活の中で実践する力を獲得することが必要である。また病気を抱えながらも自分らしく地域で生活することを選択していく姿勢を獲得することが欠かせない。さらに自分の生活の場で最期まで過ごすことを諦めていた人々の願いを実現できるような体制を形成することが求められる。このようにあらゆる年代、あらゆる健康レベルの地域住民を対象として展開する看護実践には教育的な支援力が必須となり、文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)においては、教育的看護実践力を高めていくことを教育課程の主眼とした。教育的看護実践力の探究に関して、人々の健康行動の獲得力を支援する視点から、生活習慣病を予防し、健康を保持・増進する力を培うことを中心に働きかける看護を探究する領域として「健康生活支援看護学」を、生活習慣病をはじめ病気を抱えながらも状態悪化を予防し、改善を図っていきける力を培うことを支援する看護を探究する領域として「療養生活支援看護学」を設定した。科目構成としては、『共通科目』には教育的看護実践力の基盤となる科目と研究的思考ならびに手法を修得できる科目を配置した。『専門教育科目』には、個々人が健康行動を獲得するための看護を探究し、実践するために「健康生活」と「療養生活」とが一人の人間の営みの中で分断することなく、一貫した形で全うできるための知見とこれを支援する看護の知見が積み重ねられる科目構成とした。これら『共通科目』と『専門教育科目』により修得した専門的な知識と視点をもって看護の事象から捉えた課題を論理的な思考と研究的手法を用いて学位論文としてまとめていく『特別研究』を設けた。

この 3 つの科目区分を教育課程の主軸とし、ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを次のように掲げる。

- (1) 課題解決能力を育成するために「看護研究方法論Ⅰ」と「看護研究方法論Ⅱ」、「看護理論」を『共通科目』の必修科目としている。さらに『特別研究』では修士論文を全学生に課して、論理的思考と研究的方法論を用いて課題解決を図る力を強化する。
- (2) 人々の意思決定を支援する上で欠かせない高い倫理観を育成するために『共通科目』の必修科目として「看護倫理」を置いている。また、家族の中で対立し合う意思の調整や家族全体の課題解決の力を育成するために「家族看護論」を選択科目に置いている。「健康生活支援看護学実習」あるいは「療養生活支援看護学実習」において、臨床現場の中で直面する対象者の尊厳の擁護やプライバシーの保護、個人情報取り扱い等に関わる問題を解決する力を強化するとともに、意思決定が困難な事例への支援のあり方を思考し、実践する力を培う。



(3) 教育的な看護実践力を育成するために『共通科目』では、「看護実践教育論」を必修科目に、「ヘルスプロモーションと健康教育」を選択科目にしている。実践力を確かなものにするため『専門教育科目』では、「健康生活」あるいは「療養生活」のいずれかに軸足を置きながら、「健康生活支援看護学特論」ならびに「療養生活支援看護学特論」において実践を支える様々な理論やモデルを学修する。さらに「健康生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」と「療養生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」では、関心分野における課題を理論的、科学的に見出す力を強化する。また「健康生活支援看護学実習」と「療養生活支援看護学実習」では、見出した課題を現状と照合させながら求められる看護を思考し、実践に繋げる力を強化する。また的確な実践力の基盤となるアセスメント力を確かなものとするために「フィジカルアセスメント」、「病態生理学」を選択科目として設置した。

(4) 個々人や集団の意思決定や行動変容を支えるために必要な人々や専門職と協働する力は、臨床の中で育成することが重要と考え、『専門教育科目』の中に「健康生活支援看護学実習」と「療養生活支援看護学実習」を設定し、こうした視点を学修できる環境を整備し、実践力に繋げる。また、理論的な面での知識を強化するために『共通科目』に「看護システム論」と「看護管理」、「コンサルテーション論」を選択科目として設置した。

## 2) 共通科目について

『共通科目』は、12科目で構成し、5科目10単位を必修とし、7科目を選択科目とし、このうち15単位以上の修得を要することとした。選択科目の中で「健康生活支援看護学」と「療養生活支援看護学」を選択した場合、それぞれ1科目(2単位)を選択必修とした。

本大学院看護学研究科として、最も高めたい教育的看護実践力の基盤となる科目である「看護実践教育論」は、「動機づけ」に関する理論を基に対象となる人々が主体的に行動を変容するような教育的な看護実践力を修得する科目であり、必修科目とした。また慢性疾患を抱えながら生活を営む人々が今後増加していくことを見据え、「ヘルスプロモーションと健康教育」では、現在の健康状態を増進させていくことはもちろんのこと、高齢者のように加齢に伴う心身状態の低下が生じてしまう成長段階においては、できる限り長く現状を維持できるように健康状態を修復していける力を人々が獲得できる健康教育を展開する知識と技術を身につける。加えて、人々が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら自分らしい暮らしを最期まで継続できる社会の体制を形作るためには、教育的なかかわりのみでなくシステム論的な視点を持ち、様々な専門職や機関等と協働する力が必要であり、「看護システム論」や「看護管理」、「コンサルテーション論」では、こうした力を養う。「家族看護論」は、個々の家族員がいずれの健康レベルであっても、家族という単位で生じる問題や課題を、家族という単位で解決する実践力を培う。人々が自身の望む生活を営むために基盤となる健康状態を保持・増進するために必要な行動を決定し、実施に移していけるよう支援する上で、尊厳や権利、プライバシー、個人情報等を看護専門職として擁護できる力は欠かせない。そのため、「看護倫理」を必修科目として置き、看護基礎教育での学修を基礎として、より困難な状況においても的確な倫理的な判断と支援ができる能力を育成する。また対象が必要とする適切な看護を実践するためには、対象の健康状態を的確に把握する力は欠かせない。そのため、「フィジカルアセスメント」と「病態生理学」を選択科目として設置した。

『共通科目』は、看護学における研究能力と看護実践能力の基盤となる基礎的素養の育成を図り、『専門教育科目』と『特別研究』に繋げる役割を持っており、中でも「看護理論」、「看護研究方法

論Ⅰ」、「看護研究方法論Ⅱ」の3科目は、看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決の方略を提案する基盤能力の強化を目指して、必修科目とした。この3科目では、看護研究を進める上での理論的な知識、倫理的姿勢、量的・質的方法論の基礎、研究デザイン、研究プロセス、文献検討について学修する。

### 3) 専門教育科目

『専門教育科目』では、個々人がその人らしい生活を継続できる力を獲得できることを支援する知識と実践力の獲得を目指して、「生活支援看護学総論」1単位を必修科目とした。この科目では、多様化、複雑化、専門化する保健・医療・福祉環境の変化の中で、「健康とは」「その人らしい生活とは」という問いかけに対して個々の学生が洞察し、自身の価値観や考え方を見つめ直す第一歩とする。加えて学生は、特論・演習・実習を「健康生活」あるいは「療養生活」のいずれかに軸足を置いて選択する。すなわち、「健康生活支援看護学特論」あるいは「療養生活支援看護学特論」のどちらか2単位、「健康生活支援看護学演習Ⅰ」あるいは「療養生活支援看護学演習Ⅰ」のどちらか1単位、「健康生活支援看護学演習Ⅱ」あるいは「療養生活支援看護学演習Ⅱ」のどちらか1単位、「健康生活支援看護学実習」あるいは「療養生活支援看護学実習」のどちらか2単位をそれぞれ選択して、計7単位以上を修得する。ただし、特論に関しては、「健康生活」と「療養生活」の両方の科目を選択することができる。

「健康生活支援看護学特論」では、地域において人々の健康生活の維持を支援する地域看護学の分野と、ライフサイクルを通して健康な発達と改善を支援する母性看護学分野の教員がそれぞれの分野からみた問題や課題とこれらの解決に繋がる健康行動理論に関して教授する。

「療養生活支援看護学特論」では、健康上の問題を抱えながら医療機関を含めた施設あるいは在宅で療養生活を送っている人々が直面している問題や課題に焦点を当てながら、これらがもたらす健康や療養への影響に関して基礎看護学、小児看護学、成人看護学、高齢者看護学、精神看護学の各分野を研究領域としている教員が教授する。

それぞれの特論における学修内容を基盤として「健康生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」ならびに「療養生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」では、理論とその実践への応用を修得できるように具体的な事例等を用いてグループディスカッション形式で展開する。さらにディスカッション等で得られた知見を基に個々の学生が『特別研究』に向けて自らの研究疑問を洗練し、実施可能な研究計画の立案に繋がられるように文献検討し、その内容をプレゼンテーションし、意見交換することにより研究論文に関するクリティーク力を培う。

特論および演習に関しては、それぞれの分野を専門としている教員がオムニバス形式で担当し、相互の教授内容が結びつくことにより学生の思考が発展できるように工夫し、対象の生活支援を一貫した観点から捉えられる能力と対象が自身の健康状態を踏まえながらその人らしい生活を営めるような教育的支援が展開できる能力の修得を図れることを担保する。

「健康生活支援看護学実習」ならびに「療養生活支援看護学実習」では、各特論と演習で学修した理論や知識、技術を実践に活用できる能力の育成を目指す。「健康生活支援看護学実習」では、主に地域で生活している健康レベルの高い方を対象に教育的支援を展開する臨地実習を組み入れる。本学では、人間学部のコミュニケーション社会学科が住民のニーズに応じた地域活動の拠点として「まちラボ」を本郷キャンパス内に開設している。そこで、この「まちラボ」に集う住民を対

象に健康保持・増進を図る教育的支援を計画し、実践することにより各発達段階の人々への健康生活支援の看護実践力修得に繋がる。さらに女子中学校・女子高等学校を併設していることから青年期の女性を対象にライフサイクルを通して自身で健康を保持・増進していく姿勢を高める教育的支援の実践を展開できる。こうした実習では、指導教員が実習場の調整を図りながら学生の実践を適宜、観察し、リフレクションを取り入れながら適切な助言・指導を行う。「療養生活支援看護学実習」では、医療機関を含む施設ならびに地域で健康問題を抱えながら生活している対象に教育的支援を展開する実習となり、患者教育の一環となる。そのため、実習施設は協力を得られる病院・訪問看護ステーション・老人保健施設となり、現在、本学科における臨地実習に協力を得られている施設を中心に実習を展開する。特に病院において対象(患者)に教育的支援を実践した場合は、必ず対象が地域に戻ってからの生活の場を訪ねて、施設内での教育的支援の評価と支援内容の修正を行うこととし、施設内では起こりやすい単発的な実践で終わらないように工夫する。また、この実習を通して、医療機関(病棟や外来)で関わった看護師が地域に出向いて、提供した看護実践を評価・修正することにより個々の患者が行動変容できることを支える有効な看護の実践提供システムを検討することに役立つ資料を得られると考える。

『専門教育科目』は、専門分野における研究能力・看護実践能力を深めるためのものであり、教育課程編成上の柱となる科目区分である。本大学院看護学研究科では、ディプロマポリシーにも掲げたように研究的な手法を用いて課題を論理的に解決できる能力の育成も重要であるが、教育的な看護実践力の獲得を目指している。そのため、実習科目を配置して、特論や演習で修得した知識や技術を臨床の場で実践に繋げていくことを重要視した。

#### 4) 特別研究

『特別研究』は、『共通科目』『専門科目』を通じて修得した幅広い視点と専門的視点から研究課題を特定し、その課題の解決策を明らかにするために、指導教員の指導を受けつつ、学位論文をまとめていく集大成の科目として位置づけている。単位数については、研究課題の明確化、研究計画書の作成、研究計画発表会、中間報告会、修士論文提出後の修士論文発表会という一連の学修を考慮するとともに、他の看護系大学院の研究指導科目の単位数の事例も参照した上で8単位とした。

学生は、『専門教育科目』の特論・演習・実習を選択する段階で「健康生活支援看護学」あるいは「療養生活支援看護学」を自身の関心・興味によりいずれかを選択する。さらに特論・演習において研究疑問を明確にし、各研究課題を専門分野とする教員を指導教員として、『特別研究』に着手する。ただし、2011年に提示された中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」において、研究指導の在り方に関し「高い専門性ととともに幅広い視野を備え、専門分野の枠にとらわれない独創性・創造性をもった人材を養成する観点からは、異なる専門分野の複数の教員が論文作成等の研究指導を行う体制を確保することが重要である」と指摘されている。そのため、『特別研究』においては、主指導教員の他に複数の教員で研究指導体制を組み、学生が様々な視点から指導を受けられることを担保した。論文審査体制は、研究計画発表会、中間報告会、修士論文発表会において、本学の大学院看護学研究科の全教員からの助言・指導を受けられる体制を整えた。

### 5. 教員組織の編成の考え方および特色

## 1) 教員組織の編成の基本的な考え方

文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)における専任教員の配置計画に関しては、大学院設置基準第9条第1項第1号に鑑み、本研究科が目指すあらゆる年代、あらゆる健康レベルにある人々がその人らしい生活を継続できる力を獲得できるよう支援する上で必要とされる各分野における専門性の高い研究業績を持ち、大学や大学院での教育実績を有する教員を適切に配置することを重要視した。なお、講義科目の一部に関しては、当該科目を教授するに適した専門分野の非常勤講師を配置する。

本学科の教育目的である看護実践における高い教育能力を備えた人材育成を達成する観点に加え、学部教育との継続性ならびに専門性、社会的要請等に鑑み、教育課程を『共通科目』『専門教育科目』『特別研究』の3つに区分し、編成している。

『共通科目』の中で看護実践における教育能力の基盤となる科目である「看護実践教育論」は、本学の教授の中でも教育的な内容を基盤とした研究業績ならびに実践経験に有している教員が担当する。また本学の看護教員数が必ずしも潤沢ではないことにより大学院授業に伴う負担軽減を図ることと大学院教育の経験を持つ教員に限られていることを踏まえ、『共通科目』はこれまで大学院教育に携わり、大きな実績を持っている特任教授3名が、『専門教育科目』は専任教員が、『特別研究』に関しては特任教員と専任教員の教授がそれぞれの専門性を活かして担当することとした。ただし、完成年度を迎えた段階で『共通科目』の必修科目に関して特任教授から専任教員への担当の移行を円滑にするために各授業にオブザーバー的な役割として参加する。

個々の特任教授のこれまでの教育研究業績に鑑み、「看護理論」と「看護研究方法論Ⅰ」、「看護システム論」、「コンサルテーション論」を中山洋子特任教授が、「看護倫理」と「看護管理」を志自岐康子特任教授が、「看護研究方法論Ⅱ」と「ヘルスプロモーションと健康教育」、「家族看護論」を高橋眞理特任教授が担当する。「フィジカルアセスメント」は、これまで大学院教育で同科目を担当した経験のある教授が担当し、「病態生理学」は医師でもある本学保健医療技術学部臨床検査学科所属の教授が兼担する。『専門教育科目』の中で必修科目である「生活支援看護学総論」は、本学の教授が担当する。さらに対象となる人々が自らの生活を維持、改善できるよう支援する能力育成と研究課題を見出すことを目指して展開する「健康生活支援看護学特論」・「健康生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」と「療養生活支援看護学特論」・「療養生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」に関しては、研究教育業績の内容が健康生活を主眼しているか、療養生活を主眼にしているかに注目して担当する教授・准教授を配置する。学部教育の専門性との連動も考慮し、「健康生活支援看護学特論」・「健康生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」は地域看護学と母性看護学の教授2名、准教授1名が担当する。また「療養生活支援看護学特論」・「療養生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」は、基礎看護学、成人看護学、小児看護学、精神看護学、老年看護学の教授3名と准教授3名、講師1名で担当する。「健康生活支援看護学実習」と「療養生活支援看護学実習」は、特論と演習で教授した理論や知識と実践を関連させていくために、これらの科目担当教員に准教授1名と助教1名が加わる。実習科目は、現場での実践に重きをおいた科目であるため、臨床の実践から教育の現場に移ってからの時間経過が短い教員として助教を配置した。もちろん、助教の職位であっても、当該科目を担当するに相応しい教育研究業績を有し、大学院設置基準第9条第1項第1号を満たしていることを担保した。

特別研究では、健康生活支援あるいは療養生活支援から見出された看護研究の課題に適した専門分野の教員が主指導者となり、副指導者の教員と協力しながら研究計画立案から論文作成まで個々

の学生を指導していく。

これら「健康生活支援」「療養生活支援」に軸足を置いた科目は、横断的な知識と専門分野における看護実践能力と研究能力を深めるものであり、教育課程の編成と研究指導の柱となるものである。そのため、科目を担当する教授・准教授・講師・助教は、これらの科目に関連した教育研究業績を有する教員を配置している。

## 2) 教員組織の年齢構成

教員組織(専任教員)の年齢構成は、以下の通りであり、特定の年齢層への偏りはなく、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化への支障はない。教員組織の継続性については、開設時の教育組織の水準を維持する上でも重要であり、退職後の後任は計画的に補充する。さらに、開設時の専任教員は12名、特任教授3名であるが、基礎となる文京学院大学保健医療技術学部看護学科の教員の教育研究業績が、大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)の教員としての水準に達した段階で順次補充していく。また大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)の教員としての水準に学科教員の教育研究業績が達するよう支援体制も強化する。

(資料No.2-1 「文京学院大学専任教員(任期無し)就業規則」)

(資料No.2-2 「文京学院大学任期付専任教員就業規則」)

	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
教授	0人	3人	1人	2人	2人	8人
准教授	3人	2人	0人	0人	0人	5人
講師	1人	0人	0人	0人	0人	1人
助教	1人	0人	0人	0人	0人	1人
合計	5人	5人	1人	2人	2人	15人

## 3) 教員の研究体制

教員の専門性に基づく研究は、学内外の研究者と研究体制を組み合わせながら意欲的に実施されている。特に臨床現場との協同に力を入れており、実習病院等の連携をはじめ研究フィールドの開拓に努め、実践的な研究に取り組んでおり、科学研究費補助金を獲得している教員も少なくない。また大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)の教員としての水準に学科教員の教育研究業績が達するよう支援体制も強化している。

こうした研究活動を支援し、一層の活性化を図るために教員の個人研究費として年間30万円、学会等への出張費として20万円が支給されており、本学の総合研究所の共同研究費として大学全体として毎年度1,500万円が予算計上されている。加えて、科学研究費補助金をはじめとする公的補助金ならびに民間助成金の申請を支援する体制も整備しており、研究活動の充実を図っている。

## 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1) 教育方法

本研究科では、人々の尊厳を守りながら個々人の意思決定を支え、その人が望む生活を営むために

必要な健康行動を獲得し、直面した健康問題を解決できる能力を身につけることを支援する教育的な看護を実践できる人材育成を目指している。そのため、「人々が望ましい健康行動を獲得できるように支援する教育的な看護実践を科学的に検証し、新たな支援方法を開発しうる研究能力と対象の尊厳を守りながら教育的な看護実践能力を獲得できる」ことを教育方針の基盤とする。授業は、講義、演習、実習で行い、高度な看護実践力の基盤となる看護学に関する理論、最新の専門的知識を教授し、具体的な実践事例と関連づけながらすすめる。教育方法としては、科目担当者が講義を行い、学生が提示されたテーマに関して調べたことをもとに自らの意見をまとめて、プレゼンテーションを行いディスカッションする形式を取り入れる。演習では、学生が文献検索・検討した内容と自身の臨床経験に照らし合わせて考察した内容を発表し、学生同士のディスカッションを行った後、科目担当者がコメントする形式とする。自ら課題解決に向けて主体的に取り組み、学生同士で協働して学習できるようグループワークを取り入れる。授業科目ごとの学生数は少人数となると予想されるが、互いの能力を最大限に活かし発言機会を多く持てるよう授業を展開する。特に研究指導科目においては、個別指導を中心とし、高度な実践のみならず、相談、調整、倫理調整の役割を担うための指導もおこなう。

なお、入学が許可された者で長期履修を希望する場合は、看護学研究科委員会に申請し承認を受ける。承認された学生に対し、大学院設置基準第 14 条の適応により、下記の通りに教育を行う。

授業時間：平日 1～6 限（9：10～19：40）及び土曜日 1～4 限（9:10～16:20）開講授業を行う。

長期履修適応年数：標準修業年限は 2 年とし、最長 4 年とする。

就業しながら学ぶ社会人学生のなかには、夜勤などの不規則な時間帯による交代勤務や超過勤務などを余儀なくされる場合が予想される。時間や場所に縛られない多様な学習ニーズに応えるため、上記の平日の夜間開講、土曜日開講に加えて、メディア授業等を積極的に取り入れ、大学の教室以外の場所でいつでも受講できるようオンデマンド型の講義配信、またはオンライン型の授業参加により履修できるようにする。

## 2) 履修指導

入学時の履修指導にあたり、入学時のガイダンス等で履修モデルをもとに履修科目の概要や履修方法、修了要件等について説明する。学生の学修能力、学修上の課題、実務経験の有無、履修予定期間、修了後の方向性等を考慮しながら、履修することが望ましい科目を指導する。「療養生活支援看護学領域」「健康生活支援看護学領域」の領域選定および指導教員については、1 年次の 6 月頃に正式に選定されることから、それまでの履修指導は、教育担当教員を中心に計画的に行う。主指導教員、副指導教員が決定された以降は、これらの教員を中心に、学生の意向を踏まえつつ履修方法を指導する。

共通科目については、必修科目を 5 科目設定している。履修モデルの◎印（計 10 単位）については、全員が履修する。選択科目については、「療養生活支援看護学領域」「健康生活支援看護学領域」の領域の特徴をふまえ、「療養生活支援看護学領域」の学生は「ヘルスプロモーションと健康教育」2 単位を、「健康生活支援看護学領域」の学生は「家族看護論」2 単位をそれぞれ選択必修（履修モデルの○印）とし、専門領域における学術的基礎知識を修得する。その他の選択科目となる△印の科目については、いずれか 3 科目以上を選択し履修することにより、共通科目 15 単位以上の

単位を取得することができる。

専門教育科目については、「生活支援看護学総論」1単位を必修とする。「療養生活支援看護学領域」「健康生活支援看護学領域」のそれぞれの領域で専門的に設定されている○印の特論2単位、演習Ⅰ、Ⅱ各1単位、実習2単位については、領域選択の学生は選択必修の履修とする。異なる領域での特論については、履修することを可能として、基盤となる知識の共有化とディスカッションの活性化を通し、「豊かな学識を養うための複合的な履修」を可能にしている。

### 3) 研究指導

看護学における高度な実践者の育成を目指し、看護学における研究課題を探究することを目的とする。具体的には「特別研究」を設け、主指導教員、副指導教員による研究指導を行う。学生の研究課題の探求、研究計画書の作成、研究実施に対して個別的な指導を行いながら、看護実践の質向上に寄与することを意図した修士の学位に相応しいレベルの論文を作成できるよう指導を行う。

入学希望者に対して、大学ホームページ、募集要項及び入学案内パンフレットに教育課程と教員の研究活動内容の明記し、学生が自分の希望する研究テーマに適合する領域ならびに教員を選択できるようにする。入学後に必修科目を中心に履修を進めながら、自己の研究課題に関連した文献検討を行い、課題の明確化を図る過程を通して、領域の選定を行う。研究テーマが絞り込まれた段階で、それに適合した教員から、主指導教員1名と副指導教員1名を選定し、その2名を中心に研究指導を行う。主指導教員は、研究課題の明確化から研究計画書作成、倫理審査委員会審査、研究の実施、修士論文作成までを担当する。副指導教員は、助言を行いながら学生が研究プロセスを安心して遂行できるよう主指導教員と連携して支援する。特に、看護職として勤務を継続しつつ修学する学生に対しては、勤務と修学が両立可能となるよう助言や支援を行う。

1年次には、配付される「履修案内」と「学位授与までのスケジュール」を基に、在学中の修士論文完成、学位授与に至るまでの日程等の説明を行い、学生が具体的なイメージを持ちつつ、計画的に研究準備から完成まで進められるようにする。特に1年次に開講される「看護研究方法論Ⅰならびに方法論Ⅱ」では看護研究の意義、文献検討、研究倫理、研究課題の設定の妥当性等について理解し、量的研究、質的研究の代表的な研究方法の特徴について理解し、研究課題の明確化から研究計画書作成までの基礎的な研究能力を修得していく。「看護実践教育論」を同じく履修しながら、本研究化の特徴である“教育的実践思考”を鍛錬し、広い見識から研究方法を検討するための基盤とする。

さらに「健康生活支援看護学演習Ⅰならびに演習Ⅱ」「療養生活支援看護学演習ⅠならびにⅡ」では、各領域の特徴的な研究論文に触れ、各領域における研究課題の研究背景や理論、研究手法について知識を深めるとともに、領域の看護実践における課題について、学生自身の問題意識や経験にもとづき国内外の文献検討及びディスカッションを行い、解決策を探るための論理的思考を鍛錬し、必要なデータ、それを見出すために求められる精度や手法を修得する。授業の履修などを通して、研究テーマ、研究計画の立案と作成を行えるよう指導する。

2年次においては、1年次末に検討した研究計画を研究計画書として完成させて、4月末までに提出させる。研究計画書を看護学研究科研究倫理委員会に提出できるよう必要書類を準備させ、倫理審査に必要な準備過程を通じて、研究における倫理的姿勢と必要事項について修得する。研究倫理審査は指導教員が代表者となり審査を受け、承認が得られた結果を基に研究の実施を開始する。研

研究計画書を提出した学生全員は、6月の中間報告会で、研究計画内容とその時点の自身の研究に関する進捗状況を発表し、報告する。中間報告会には、研究科教員全員が出席し、指導・助言を行う。医療施設の患者または看護師等を対象に行う研究においては、各医療施設の倫理規定に沿い承認が得られた後、研究を実施する。研究実施によって得られた研究結果を基に、修士論文の執筆を行い、1月末までに修士論文を提出する。提出された論文について、主査1名、副査2名を研究科委員会で選出、決定する。2月に修士論文審査会を開催し、口頭発表ならびに口頭試問を行う。2月末に全教員、大学院生、希望する学部生が出席した修士論文報告会にて発表を行う。審査会の指導、口頭試問での応答を基に、修士論文を完成させ、最終提出をする。主査は、審査会の合否結果について報告書を作成し、研究科委員会に提出する。3月の研究科委員会にて学位授与を決定し、学位を授与する。

#### 4) 学位論文審査と体制

修士論文について、ディプロマポリシーを基盤とした修士論文審査基準に基づき、主査1名及び副査2名で構成される修士論文審査会における審査（口頭発表、口頭試問）、及び公開による修士論文発表会の結果を踏まえて、合否を決定する。審査体制として、看護学研究科委員会において主査1名及び副査2名を本研究科の教員のなかから選出する。主査は、主指導教員及び副指導教員以外の教員とする。副査のうち1名は、主指導教員あるいは副指導教員が選出されてもよいものとする。また研究領域の専門性などにより、外部の看護学研究科の教員から副査1名を選出することも可能とする。このような体制を整えることにより、審査の厳格性と透明性を担保する。

以下のような修士論文審査基準とする。

1. 看護学分野における重要な研究課題である。
2. 看護学（看護実践）への貢献が明らかなものである。
3. 先行研究について検討し、整理され、文献の引用が適切である。
4. 研究方法が妥当である。
5. 研究計画・実施に際して十分な倫理的配慮がなされている。
6. 論文として一貫した論旨で構成されている。
7. 研究成果において独創性及び発展可能性を有する。
8. 審査会において、発表や質疑応答の回答内容が適切である。

#### 5) 倫理審査

文京学院大学研究倫理委員会規則 第4条第1項に基づき、現在、設置されている保健医療技術学部の倫理審査委員会において、倫理審査を受ける。本委員会は、「ヘルシンキ宣言」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいて審査を実施しており、内容は、研究の意義、研究対象者に及ぼす負担、研究への協力のための手続き、個人情報保護のための方策、研究を実施するに際して考慮すべき倫理的な問題・課題、利益相反等である。また文京学院大学大学院保健医療科学研究科の学生の倫理審査も本委員会によりなされている。

（資料No.3-1 「保健医療技術学部保健医療科学研究科看護学研究科倫理審査規程」）



(資料No.3-2「保健医療技術学部保健医療科学研究科看護学研究科倫理審査委員会規程」)

## 6) 修了要件

修士課程に標準修業年限の2年以上在学し、共通科目において必修科目10単位、選択科目5単位以上を含めた15単位以上、専門教育科目において、必修科目1単位、主たる領域の特論2単位、演習2単位、実習2単位を含めた計7単位以上、特別研究8単位を含め、30単位以上を修得する。さらに、主指導教員を中心とした本研究科の教員らから研究指導を受け、修士論文の審査に合格した者に対し、修士の学位を授与する。授与する学位は「修士（看護学）」である。

(資料No.4-1 「看護学研究科 科目一覧 履修モデル」)

(資料No.4-2 「看護学研究科 科目一覧 履修モデル<14条対応 長期履修生用>」)

(資料No.4-3 「学位授与までのスケジュール」)

(資料No.4-4 「学位授与までのスケジュール<長期履修の場合>」)

## 7. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

該当なし

## 8. 施設、設備等の整備計画

### 1) 大学院研究室の整備

看護学研究科は、社会人の通学に配慮して保健医療技術学部看護学科の2年生から4年生が学ぶキャンパスである東京都文京区の本郷キャンパス内に設置することとし、同キャンパス内のセンタービル11階を主に研究科施設として使用する。必要な施設としては、大学院の専用では、各学年に対応した大学院生研究室が2室(1室:20席)、ロッカー室、演習室2室、実習室2室、大学院情報処理室(10席=Windows:合計10台)である。また学部共有では、カンファレンス室が2室、教材作成室1室、看護実習室3室、講義室1室、各教員の研究室、共同研究室である。大学全体の共有として、大学院事務室、講師控室、図書館である。健康生活支援看護学ならびに療養生活支援看護学の特論、演習I・IIは、演習室やカンファレンス室を使用して授業を展開する。特に演習の授業において、教育的な支援を実践している状況をモニタリングしながらディスカッションできる設備を実習室の2部屋には整備しており、実践力の育成に対応した施設となっている。講義室については、保健医療技術学部看護学科では夜間ならびに土曜日の授業は開講していないため大学院と共用することに特に支障はない。大学院生研究室ならびに大学院情報処理室は、ICカードにより出入りできるようにし、セキュリティ面の担保と共に夜間や土日、大学院生が自由に学修できる環境を整備する。看護学研究科の収容定員は20名であり、各学年10名であることから少人数での講義・演習の展開となることを考慮した演習室・カンファレンス室の広さとした。

(資料No.5 「大学関係施設 見取図」)

### 2) 図書・情報等の整備

#### (1) 図書館の蔵書数など

図書館は、本郷図書館（東京）・ふじみ野図書館（埼玉）の2館があり、両図書館がシームレスな運用を行っている。平成20年度より、図書館システムを統合して両館所蔵資料の横断検索を可能とし、資料調査の効率を向上させた。

両図書館全体では下記（①資料の量的整備について）に記載したように、基礎学部となる保健医療技術学部用の約24,000冊の専門図書と約137タイトルの学術雑誌を含む、341,538冊の図書と516タイトルの学術雑誌を所蔵している。これらは図書館間の相互協力業務を通じて迅速に取り寄せ、利用に供することが出来る。

また、雑誌論文のデータベースも導入されており約9,500種の雑誌の論文がフルテキストで閲覧可能である。

#### <資料の体系的整備について>

図書の選定は、図書館の資料収集方針に基づき、教員推薦図書を最優先とし、学生の希望図書も積極的に購入している。また、両者を補完するものとして、図書館員による選定を行っている。

#### ① 資料の量的整備について

本郷図書館資料所蔵数（数値は2019(平成31)年3月31日現在）

- ・ 図書所蔵冊数 198,323冊（和書：164,420冊、洋書：33,903冊）
- ・ 学術雑誌種数 279種（和雑誌：188種、洋雑誌：91種）
- ・ AV資料点数 4,024点

ふじみ野図書館資料所蔵数（数値は2019(平成31)年3月31日現在）

- ・ 図書所蔵冊数 143,215冊（和書：128,316冊、洋書：14,899冊）
- ・ 学術雑誌種数 237種（和雑誌：186種、洋雑誌：51種）
- ・ AV資料点数 4,899点

本学所蔵総数（数値は2019(平成31)年3月31日現在）

- ・ 図書所蔵冊数 341,538冊（和書：292,736冊、洋書：48,802冊）
- ・ 学術雑誌種数 516種（和雑誌：374種、洋雑誌：142種）
- ・ AV資料点数（含CD-ROM） 8,923点

#### ② 図書整備計画について

看護学に必要な保健医療に関する図書も、継続して選定と受入れを行っている。看護学研究科看護科学専攻は、「療養生活支援看護学領域」「健康生活支援看護学領域」から構成されるため、開設準備としてリハビリテーション学、運動学、神経学、呼吸器学、精神医学、地域・在宅・家族看護学、介護予防、ヘルスケア、さらに理学療法学、作業療法学、臨床検査学や保健医療・スポーツ等に関する専門書の整備を行う。

令和2年度の購入計画は以下の通りである。（資料No.6 令和2～4年度図書等購入予定リスト）

令和2年度：約400万円

- ・和書 361冊
- ・洋書 165冊

令和3年度、4年度については26万円（単価13,000円/名×収容定員20名）を予算計上し、大学院用の専門性の高い資料を購入する。

令和3年度：26万円

- ・和書 22冊
- ・洋書 9冊

令和4年度：26万円

- ・和書 44冊
- ・洋書 7冊

## (2) 図書館の利用環境

本郷図書館は、本郷キャンパス島田依史子記念館の一角に設置されており、1階から4階の構造で、延べ床面積は2,289.92㎡、収容可能冊数は約27万冊である。一方ふじみ野図書館は、ふじみ野キャンパス東館3階に設置されており、延べ床面積1,765㎡、収容可能冊数は約20.7万冊である。

両図書館の開館時間、閲覧席数、情報検索用端末数、視聴覚機器数は以下の通りである。情報検索用端末は、いつでも検索が可能な環境として提供している。

	延べ床面積	開館時間 (授業開講期間)	閲覧席数	収納可能冊数	情報検索用PC (含.ノートPC)	視聴覚機器数
本郷図書館	2,289.92㎡	平日：9:00～22:00 土曜：9:00～19:00	277席	約27万冊	21台	10台
ふじみ野図書館	1,765㎡	平日：9:05～21:00 土曜：9:05～18:00	297席	約20.7万冊	57台	13台

※2019(令和1)年5月1日現在

## 9. 基礎となる学部との関係

文京学院大学保健医療技術学部は、理学療法学科、作業療法学科、臨床検査学科、看護学科の4学科を設置しており、専門の知識や技術を修得し、医療を受ける人の意に沿って行動できる人材の育成を行っている。文京学院大学大学院看護学研究科の基礎となる看護学科は、2014年4月に新設され、完成年度を向かえる2017年度までにカリキュラムを見直し、2018年度からは新カリキュラムをスタートさせている。

看護学科の教育理念は、以下の8つを掲げている。①生命の尊厳や人権について深く理解し、人々

の意思を支え、擁護する行動をとることができる。②人間への幅広い関心を持ち、健康や環境、生活について深く洞察できる。③高い倫理観に基づいた判断や行動をとることができる。④自己を内省することができ、他者とのコミュニケーションを通して、豊かな人間関係を形成できる。⑤健康を多面的から調和的総合的に捉え、健康の回復、保持・増進に向け看護専門職者が果たすべき役割を理解できる。⑥対象にとって適切で効果的なケアを探求し、批判的な思考に基づいた判断ができ、根拠ある看護実践を提供できる。⑦他の職種専門性を理解し尊重でき、様々な職種の人々や地域の住民と連携・協働できる。⑧チーム医療の中で、看護専門職者が担う役割や機能を果たすことができる。⑨自らの能力を自己批判や他者評価を通して振り返り、自己研鑽を継続できる。これらの教育理念に基づき、多職種と協働し、地域の生活を基盤とした看護実践ができる看護師・保健師教育を展開している。大学院教育においても「質の高い看護を実践できる人材育成」を主軸とし、あらゆる年代、あらゆる健康レベルの地域住民を対象として展開する看護実践、そのために必要な教育的な支援力を高める教育課程の構造とした。

(資料No.7 基礎学部との関連図)

## 10. 入学者選抜の概要

### 1) アドミッション・ポリシー

文京学院大学大学院看護学研究科(修士課程)のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

本学の建学の精神である「自立と共生」に則り人間の存在や尊厳に深い理解を持ち、人々の生活の場や臨床の場において、人々の意思決定を支え、個々人が望む生活を営むために必要な健康行動を獲得できるように支援できる能力を備え、さらに教育力、指導力、研究能力を兼ね備えた社会に貢献できる高度な看護実践専門職業人を養成するために、以下にあげる学生を求めます。

- (1) 看護基礎教育を受け、看護学に関する基礎的な知識と技術を有する人
- (2) 倫理的な感受性と判断力をもって行動できる人
- (3) 高度な看護実践専門職業人として、看護学ならびに看護実践の発展に貢献する意欲がある人
- (4) 論理的思考と柔軟な発想をもち、関連職者と協働して課題解決にあたることができ、主体的に自分の役割を果たすことができる人

### 2) 入学出願資格

下記のいずれかに該当し、看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を取得している者

①学校教育法に定める大学を卒業した者または入学年度の前年度末に卒業見込みの者

②外国において、学校教育における16年の課程を修了した者(修了見込みの者を含む)で、日本における看護師免許を有する者

③看護系短期大学、専修学校、各種学校を卒業し、入学時点で看護師・保健師・助産師のいずれかとして3年以上の実務経験を有する者。且つ、院内・院外を問わず、研究活動に参加した経験があり、文京学院大学大学院看護学研究科委員会における個別の入学資格審査により、実務経験および研究活動状況、論理的思考力等が大学を卒業した者と同等以上の学力に

相当すると認めた者。

\*なお、出願前には、指導を希望する教員に連絡し事前相談を行うものとする。

### 3) 入学選抜方法

選抜方法としては、文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）の教育理念・教育目標をふまえ、アドミッションポリシーに基づく入学選抜試験を実施する。選抜試験の内容は以下のとおりである。

(1) 試験種別 一般入学試験

(2) 試験内容

筆記試験 英語及び小論文 試験時間は各 60 分間

面接試験 個別面接 面接時間は約 20 分間

上記試験とあわせて、出願書類（志望理由、成績証明書等）により、総合的に評価する。

英語の試験は辞書持込可とする。但し電子辞書は不可。

アドミッションポリシーと試験内容については、筆記試験及び出願書類により（1）看護基礎教育を受け、看護学に関する基礎的な知識と技術を有するか、（2）倫理的な感受性と判断力をもって行動できるか、（3）論理的思考と柔軟な発想をもち、関連職者と協働して課題解決にあたることができ、主体的に自分の役割を果たすことができるかについて評価する。また個別面接において、（4）倫理的な感受性と判断力をもって行動できるか、（5）高度な看護実践専門職業人として、看護学ならびに看護実践の発展に貢献する意欲があるか、（6）論理的思考と柔軟な発想をもち、関連職者と協働して課題解決にあたることができ、主体的に自分の役割を果たすことができるかについて評価する。特に、社会人受験者については、自分の経験をもとに看護について探究する能力、論理的にわかりやすく説明できる能力を面接試験で十分に確認する。

(3) 選抜体制 合格者の合否判定案の審議を文京学院大学大学院看護学研究科委員会で行う。審議された合格者判定案を受け、学長が合否判定を決定する。

### 4) 募集定員

募集定員 10 名

### 5) 科目等履修生や聴講生の受け入れについて

本研究科では、科目等履修生や聴講生の受け入れは、面接により選考する。受け入れに際しては、大学院の教育体制に支障をきたさないようにいくつかの制約を設けることにしたい。一点目は「履修できる単位の上限は 12 単位とする」、二点目は「履修できるのは、演習、実習以外の講義科目のみとする」、三点目は「特別研究も履修できないものとする」。

## 1 1. 取得可能な資格

該当なし

## 1 2. 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施

本学では、1997 年に文京学院女子大学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程開設に始まり、その後、同大学院人間学研究科人間学専攻修士課程（1999 年）、同大学院人間学研究科心理学専攻修士課程（1999 年）、文京学院大学大学院外国語学研究科英語コミュニケーション専攻修士課程（2005 年）、同学大学院保健医療科学研究科保健医療科学専攻修士課程（2010 年）を開設している。すべての修士課程において、昼夜開講制の実施、長期履修制度による対応を取り入れるなど、大学院設置基準第 14 条による教育方法を実施している。

（資料No.8 「大学院看護学研究科長期履修学生に関する規程」）

### ア.修業年限

修業年限は 2 年とする。社会人の就業負担を考慮し、長期履修制度による対応を行う。また、最大就業年限は 4 年とする。

### イ.履修指導及び研究指導の方法

入学から研究指導教員が決定する 6 月頃まで、文京大学大学院看護学研究科委員会が選定した担当教員が、科目履修および研究の進め方等について、学生の相談に応じる。特に社会人学生の履修は、当該学生の勤務状況を考慮し、希望に応じて長期履修制度による対応を行う。長期履修を希望した場合は、3 年を修業年限とする。

研究指導教員が決定した後は、研究指導教員は社会人学生の就業状況を配慮して、指導時間の調整を行う。

### ウ.授業の実施方法

時間割の編成においては、社会人学生が修学可能となるように配慮する。

授業時間：平日 1～6 限（9：10～19：40）及び土曜日 1～4 限（9:10～16:20）開講授業を行う。

なお、学生の就業状況に合わせ、時間割の変更は可能であり、教員の負担の程度を考慮しながら調整する。資料の時間割は、社会人学生が平日 6 限のみしか受講できないことを想定して示す。

### エ.教員の負担の程度

文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)の全ての専任教員(除く特任教員)は、学部教育も担当することから学部の時間割の状況、臨地実習の期間、研究指導時間等を適切に設定し、過度な負担とならないように十分に配慮する。

平成 25 年に開設した文京学院大学保健医療技術学部看護学科については、専任教員 25 名、助手 3 名の合計 28 名の教員体制を編成して、文部科学大臣より認可を受けている。開設から 6 年目を迎える現状では、助手 1 名分が専任教員となり、さらに教員体制の充実を図り、教育・研究活動の質向上に努めている。

令和3年より文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)の開設を目指すことで、各教員の過度な負担とならないように十分に配慮するとともに、研究科の授業はオムニバス方式を取り入れることにより特定の教員に負担が偏らないように留意する。さらに特任教授3名を加えることにより授業コマ数の増加を抑えることに配慮した。また、「大学院設置基準」第14条特例の適用による教員の勤務形態の変化に応じ、出勤時間の調整、教員の増員、大学院手当支給等により待遇改善を積極的に図る。

#### **オ.図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置**

図書館は一部の期間（夏季休暇・春季休暇・年末年始など）を除き、平日は9:00～22:00まで、土曜日は9:00～19:00まで開室している。また、看護学研究科専用のコンピューター室を設置することにより社会人が入学してきても、文献検索やデータ分析等を行う時間帯への対応の柔軟性が担保される。

事務局の対応は、以下のとおり運営する。

- ①教務
- ②総務
- ③保健室

#### **カ.入学者選抜の概要**

入学希望者は、大学院担当教授と事前相談を行う。入学の動機、実務経験、希望する研究テーマ、履修の見込み、方法（長期履修制の希望の有無）を確認する。特に医療機関等へ就労しながら通学する予定の場合、勤務先の下承についても確認する。

#### **キ.必要とされる分野であること**

高齢化が急速に進み、様々な慢性疾患を抱えながらも人々が自分らしい生活を送るためには、個人はもとより地域全体が自らの健康を維持できる力と相互に協働できる力を携えることが必要となる。またグローバルな社会が展開されることは、未知なる疾患が蔓延するリスクに晒されることでもあり、日頃から予防的な行動を選択・実施できることも求められる。こうした状況に際し看護専門職に求められる能力は、人々が自らの健康生活あるいは療養生活を望ましい方向へ進めていける力を獲得できるように支援できることであり、こうした能力を育成する本研究科の専攻領域は重要である。さらに甚大な災害が多発し、予測不可能な状況に直面する可能性が高い今日であるからこそ、人々が、地域社会が、自らの健康と生活を維持・回復できるように教育的なかかわりができる看護専門職の育成を目指す本研究科の専攻領域は欠かせないものと考えらる。

### **13. 管理運営**

#### **1) 教学組織と学校法人理事会との連携協力関係**

本学での教学組織の位置づけや役割、職務分掌および学長、学部長、研究科委員長他、教員の任務等については、「学則」「教授会規程」「職務権限規程」他、大学の諸規程で定めている。教員の

就業および任務については、「大学教員就業規則」に定められている。また学校法人理事会については、寄付行為や法人の各種規程の中で、その業務、責任、権限および各担当の分掌についても詳細に定められている。大学での研究・教育および学生指導については、もっぱら教学組織が行い、学校法人は学校経営・学校運営を業務の中心として業務を行っている。具体的に、学校法人は学校経営に係る資産管理、施設維持管理、財務管理、人事管理、福利厚生等の管理業務を中心に業務遂行している。両者の関係は、“健全な経営があって質の高い教育ができる”ということであり、逆に言えば“質の高い教育で有能な学生を輩出してこそ次の学生が集まり、豊かな学校経営ができる”という関係である。決して相対するものではない。本学園では、これまで学校法人理事会と教学組織は相対することなく、協力・連携して問題解決に当たってきている。法人の役員は、理事9名、監事2名の合計11名となっている。理事7名は内部から、理事2名は外部から選出し、監事2名は外部者に委嘱している。

大学には、大学の重要事項について審議するため「大学運営会議」を開催している。この会議の構成は、教学組織から学長、副学長、学部長、研究科委員長、教務部長、学生部長、学長補佐が出席し、理事会からは理事長、法人事務局長、大学事務局長（統括ディレクター）、キャンパスディレクターが出席して行われる。大学の基本の方針を教学組織、理事会の双方から意見が出し合える仕組みとして、大学運営について一体となって活動している。

## **2) 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性**

大学院研究科の教学上の管理運営組織は、学長を頂点として、研究科委員長、専攻主任、各種の委員長・委員会で組織している。大学の意思決定機関として、大学運営会議（学則変更等の重要事項の決定）があり、研究科運営機関として研究科委員会（研究科の方針、運営等）、各種委員会（研究科委員長から委嘱された事項の運営）が位置づけられている。

研究科委員会は、研究科の意思決定機関であり、その議長は研究科委員長である。学長、研究科委員長、専攻主任、各種委員会委員長の意思疎通は頻繁に図られるので、支障はないと考えている。研究科での意思決定の方式は、ボトムアップ方式とトップダウン方式の併用で行われている。学長のリーダーシップ、研究科委員長のリーダーシップを発揮しやすくするため、大学運営会議を設置して、そこで大学の方針、研究科の方針を固め、研究科委員会で承認を得て、委員会や事務局等の下部機関に徹底して実行していく、いわゆる「トップダウン方式」と、委員会から提案を上げて、研究科委員会で審議して、大学運営会議での決定を得て実行していく、いわゆる「ボトムアップ方式」の両立である。どちらにしても、研究科の意思決定は案件の軽重により「研究科委員会」または「大学運営会議」で組織的に決定している。事務組織は、この両方の意思決定の中でもに関わっている。トップダウン方式での、大学運営会議には事務局長（統括ディレクター）とキャンパスディレクターが出席している。一方、ボトムアップ方式での委員会審議には事務局管理職が1名出席しており、教学組織での意思決定の過程には事務局からも1名程度の事務局担当者が加わっているため、意思決定の際に実行可能な状況が想定される。

## **3) 大学院研究科委員会等と学部教授会との相互関係の適切性**

大学院研究科は学部を基礎としており、教員組織は共通している。研究科の審議機関（意思決定機関）は、研究科委員会であるが、学部教授会終了後に研究科委員会を開催し、学部での決定事項



や行事の遂行等を参考にして、またそれと重複しないように協調しながら、研究科委員会で協議している。基礎となる学部と研究科は学問分野を同じくしているため、両組織の意思疎通は容易に行うことができる。むしろ、学部での教育の延長線上に研究科があるといえる。相互の関係は適切であり、理想的な運営が行われている。

#### 14. 自己点検・評価

本学の大学としての質を保証することを目的とした内部質保証に関する基本的考え方は、文京学院大学大学院学則第1条の趣旨を踏まえて、「国際社会に対して本学の大学教育（学士課程・大学院教育）の質保証を行っていくための内部作業に当たることを目的」（文京学院大学内部質保証委員会規程第1条）、大学院学則第2条に示した「教育研究水準の向上を図り、前条に定める目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う」という方針に基づく。上記基本方針を教職員間に共有し、内部質保証に取り組んでいる。

大学における内部質保証全般を掌る組織として、拡大内部質保証委員会が置かれ、その中で教学に関する内部質保証に関して掌る組織として、内部質保証委員会が置かれている（文京学院大学内部質保証委員会規程第2条）。拡大内部質保証委員会は、内部質保証委員会および自己点検・評価に関する規程第5条第1項及び第2項の全ての作業部会長をもって組織する。拡大内部質保証委員会は内部質保証委員会および自己点検・評価委員会からの議案を審議・検証し、改善案を大学の意思決定機関である大学運営会議で検討し、学長へ提言している。

内部質保証委員会は教学の質保証を担当し、学部・研究科および、全学の教務委員会、学生委員会、学生募集戦略委員会、キャリア戦略委員会のPDCAサイクルを策定、点検する。その改善案については、大学運営会議で審議されてきたが、2019年度より拡大内部質保証委員会で議論している。また同委員会は外部評価懇談会の実施および全学FD・SDを実施している。

自己点検・評価委員会は各学部・大学院各研究科の自己点検・評価実施および全学的事項の自己点検・評価を実施するためそれぞれに作業部会を置き、自己点検・自己評価を実施している。このうち教学の質保証にあたる上記、内部質保証委員会担当事項に関しては、内部質保証委員会と協力体制の中で運営している。

ここでの点検項目は、全学に関する事項、研究科・学部に関する事項、図書館事項、研究所等に関する事項、学生・就職事項、教務事項、事務局事項等、具体的内容は、大学理念、建学の精神、教育目標、大学運営、大学組織、各委員会活動、各部署活動等の点検と評価を網羅している。

自己点検・評価結果については、本学における教育・研究の改善に資することを目的に、自己点検・評価報告書をホームページで公表している。また教学関係の点検・評価に関しては、2019年度までは内部質保証委員会に、2020年度以降は拡大内部質保証委員会で承認された各学部・研究科・委員会のPDCAサイクルをホームページで公開している。

第三者評価を受けるため、財団法人大学基準協会の維持会員（正会員）となり相互評価を受審している。公表することで大学としての責任を示し、学生・卒業生・父母の評価を加えることで客観性を確保し、第三者評価を受けることで妥当性を確保しているといえる。

看護学研究科も、この大学全体の自己点検・評価の仕組みに入り、その結果を生かして、将来の改善策を検討していく。

## 15. 情報の公表

### 1) 情報公開・説明責任

本学では、インターネットによる「文京学院大学ホームページ」で、大学の様々な情報の提供を積極的に行っている。出版物としては「経営論集」「人間学部研究紀要」「外国語学部紀要」「保健医療技術学部紀要」「総合研究所紀要」を発行し学生に配付する他、他大学や公共図書館に送付するなど、研究に関する情報提供も積極的に行っている。情報誌・リーフレットによる情報提供としては、学園紙「文京学院」「入学案内・要覧」等を発行して、受験生・各高等学校や本学卒業生など関係者に、入学者選抜に関する情報について積極的に公開している。

在学生には、建学の精神「私の歩んだ道（創立者島田依史子氏の生涯）」を全員に配布し、本学の理念の浸透を図るとともに、「履修要項」「キャンパスガイド」「図書館利用案内」「国際交流の案内」「セクハラ・パワハラについての手引書」等を配布して様々な情報提供を行い、大学の教育内容、研究活動、学生生活、留学情報、図書情報など、大学生として豊かに実りある生活を送れるように工夫している。「自己点検・評価」および「第三者評価」の結果についてもインターネット・ホームページでの公開、学内図書館での配架、学内掲示板での公表を行っている。広く社会に対して積極的な情報提供を行い、大学設置基準及び学則に基づく大学の教育研究水準の向上を図っている。

経営状況・財政公開については、本学園では、平成11年からいわゆるディスクローズの方針を明確にして、決算の概況を公表して、教職員、学生およびご父母のご理解をいただくことに心掛けることとした。公表する決算は、理事会、評議員会の承認を経て文部科学省に提出した計算書に基づいて学内にわかりやすくコンパクトに編集したもので、前年度の資金収支計算の概要、事業活動収支計算の概要、貸借対照表の概要、当年度の予算概要の4項目で、文書で説明し、資金収支計算書（要約）、事業活動収支計算書（要約）、貸借対照表（要約）、資金収支予算書（要約）、事業活動収支予算書（要約）については具体的数字を表（合計5表）で示している。資金収支計算書の収入の部では、学生生徒等納付金収入、手数料収入、寄付金収入、補助金収入、資産売却収入、付随事業・収益事業収入、雑収入、前受金収入、繰越金収入等の項目で詳細の数字を掲載、支出の部では、人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、施設関係支出、設備関係支出、資産運用支出等の項目で詳細の数字を掲載している。事業活動収支計算書では教育活動収支、教育活動外収支、特別収支それぞれにおいて事業活動収入の部と事業活動支出の部に分けて詳細の数字を記載している。貸借対照表では、固定資産、流動資産、固定負債、流動負債、第1号から4号までの基本金等を具体的数字で示している。これを専任教員に配布、専任職員に配布、学生・ご父母に対しては、掲示により告示の他、2ページだての文書で配布という方法でお知らせしている。またホームページでも公開している。

### 2) 共同研究発表会の開催

文京学院大学では経営学部、人間学部、外国語学部、保健医療技術学部の共同研究が行われている。共同研究の成果は本学教職員他、大学院学生、学部学生の参加する中、年1回発表会が開催されている。2019(令和元)年5月の発表会では2018(平成30)年度採択分の30演題が報告され、活発な討論がなされた。研究成果は『総合研究所紀要』として出版されている。

### 3) 看護学研究科における教育研究活動の成果に関する報告書等の作成

現在、保健医療技術学部においては毎年、紀要を発行している。紀要は公募形式により学内教員から研究成果を募り、同一分野の研究者2名査読を経て掲載が認められる。紀要は、学内はもとより、全国の保健医療系大学および関係機関等に配布している。教員総覧(インターネットホームページ)では、各教員の過去5年間の研究業績、教育履歴を掲載している。看護学研究科が開設した場合においても同様に活動内容を取りまとめ、大学のホームページ等を利用し学内外に意見、評価を求める機会を設けていく。

## 16. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

### 1) ファカルティ・ディベロップメントの実施

大学院保健医療科学研究科及び保健医療技術学部の教育改善の組織的な取り組みとしては、教育研修会が企画実施されている。教育研修会はFDの目的をも兼ね、組織的な取り組みとしては平成14年度末から毎年度1～2回実施され、毎回助手をも含め、全教員が出席している。

本学部の教育と研究に関する諸問題をテーマに、学部教授会・大学院研究科委員会が主催する教育研修会(FD)において、有識者のご講演を基に、質疑応答やグループディスカッションを通して互いに意見を交換し合う中で、問題点を整理し、確認し合い、方策を出し合うことは、本学の教育改善にとって大きな意義をもたらしている。

- |        |     |   |
|--------|-----|---|
| 平成28年度 | 第1回 | 「グループワークの進め方の工夫<br>～IPEに必要な教育スキルとしてのファシリテーション～」 |
|        | 第2回 | 「ファシリテーターについての概要およびワールドカフェのご紹介」                 |
| 平成29年度 | 第1回 | 「医療職を目指す多様な学生への配慮を考える」                          |
| 平成30年度 | 第1回 | 「国家試験対策の現状と課題」                                  |
|        | 第2回 | 「マインドアップを使った情報整理・学習方法への活用」                      |
| 平成31年度 | 第1回 | 「授業改善を図るための新たな取組を考える～学生との対話を通して～」               |
|        | 第2回 | 「職業教育、医療者に求められる Fitness to Practise」            |

これらのFDを通して、教育の重要性が再認識され、教員の教育に対する意欲が大いにあがってきた。また、本研修会は、学生の主体的で深い学びを促進する授業法・指導法の獲得のために果たす役割は大きいといえる。

看護学研究科が開設した場合においても、従前のおり大学院保健医療科学研究科及び保健医療技術学部の教育研修会に参画し、教育改善のために組織的に取り組んでいく。

### 2) 研究支援

本学においては「大学教員就業規則」に定められている教員の責務を果たすことを条件に、「学会出席等助成規程」によって研究活動に必要な研修機会の確保が保障されている。海外における研修の機会も本学の「在外研究員規程」によってその可能性が保障されている。さらにまた同「学会出席等助成規程」ならびに同「在外研究員規程細則」によって必要な旅費に対する助成制度が定められており、研究活動に必要な研修機会を確保するための方策が講ぜられている。また、「文京学

院大学国内研究者制度規程」によって専任教員の研究活動を促進し、研究・教育水準の向上を図るため、学位論文の作成及びその著書の刊行等を目的とした国内研究者制度がある。対象者は勤続5年以上の専任教員、研究期間は6ヶ月以内、研究期間終了後最低3年間勤務しなければならない。平成20年度からは新たに「出版助成規程」ができた。年間1件について100万円が助成され若手教員にとって出版のチャンスがある。本学においては前述の如く、学会及び研修会への参加が保証されており、適切に実施されている。学会に出席して休講した場合は、補講期間に補講を行うことが義務づけられており、教育的配慮がなされている。在外研究も毎年1名が選出され実施されている。文京学院大学国内研究者制度も既に数名の教員が活用し、学位論文を完成させている。

### **3) 総合研究所**

本学総合研究所は、本学専任教員の学術に関する研究ならびに本学の教育を支援することを主たる役割とし、様々な活動を展開している。その中でも『文京学院大学総合研究所紀要』は毎年刊行され、また共同研究成果の研究発表会も毎年5月中旬に開催している。

総合研究所の組織運営体制は、所長1名（専任教員が就任）、副所長4名（各学部長が兼任）、研究員（各学部専任教員等）で構成されている。

また、具体的な活動は、各部門の理論的および実践的研究、教育・研究業績の発表および刊行（研究発表会の開催を含む）、資料の収集、整理および保存、教育支援、教育環境整備および地域啓蒙活動（研究所公開講座、相談および治療を含む）、研究業績の出版助成などである。

## 「設置の趣旨等を記載した書類」の関係資料

- 資料1 学園規模
- 資料2-1 文京学院大学専任教員(任期無し)就業規則
- 資料2-2 文京学院大学任期付専任教員就業規則
- 資料3-1 保健医療技術学部保健医療科学研究科看護学研究科倫理審査規程(案)
- 資料3-2 保健医療技術学部保健医療科学研究科看護学研究科倫理審査委員会規程(案)
- 資料4-1 看護学研究科 履修モデル
- 資料4-2 看護学研究科 履修モデル(14条対応 長期履修生)
- 資料4-3 学位授与までのスケジュール
- 資料4-4 学位授与までのスケジュール(14条対応 長期履修生)
- 資料5 設置に伴う工事計画表・関係施設見取図
- 資料6 令和2~4年度図書等購入予定リスト
- 資料7 基礎となる学部との相関図
- 資料8 大学院看護学研究科長期履修学生に関する規程(案)

資料1 学園の規模

(令和元年5月1日現在)

名 称	入学 定員	令和元年度 入学者数 (男子) *	収容 定員	学生生徒 在籍者数
文京学院大学	人	人	人	人
大 学 院 経営学研究科	30	22 ( 11)	60	42
大 学 院 人間学研究科	30	10 ( 5)	60	23
大 学 院 外国語学研究科	10	2 ( 0)	20	3
大 学 院 保健医療科学研究科	20	14 ( 9)	40	37
経 営 学 部 経営コミュニケーション学科	260	271 (134)	1,015	1,070
人 間 学 部 コミュニケーション社会学科	60	89 ( 45)	240	275
児童発達学科	130	116 ( 32)	520	493
人間福祉学科	110	110 ( 72)	440	300
心理学科	100	122 ( 55)	400	398
外 国 語 学 部 英語コミュニケーション学科	260	261 (80)	1,020	1,052
保健医療技術学部 理学療法学科	80	79 ( 38)	320	339
作業療法学科	40	28 ( 4)	160	151
臨床検査学科	80	75 ( 23)	320	328
看護学科	100	93 ( 5)	400	382
大 学 計	1,310	1,292 (513)	5,015	4,893
文京学院大学女子高等学校	325	225 —	975	659
文京学院大学女子中学校	150	104 —	450	306
文京学院大学文京幼稚園	60	66 ( 36)	180	188
文京学院大学ふじみ野幼稚園	100	73 ( 48)	360	252
合 計	1,945	1,760 (597)	6,980	6,298

## 資料 2 - 1 文京学院大学専任教員（任期無し）就業規則

およそ私学は独自の建学の精神と気魄が脈々と今日の教育に生きるところにこそ存在の意義がある。

我が学園はこの自主性を高くかかげ、しかも公共性を失わず、教育の理想の実現に向って邁進し、併せて大学専任教員（任期無し）の人格と自主性を尊重しつつ共同の福祉をはかり、ともに我が学園の進展のために全力を発揮しうるよう関係諸法規の趣旨に則り、ここに文京学院大学専任教員（任期無し）就業規則を制定して勤務の適正を期するものである。

われわれは本学園の社会的使命を真に自覚し誠意と勤勉とをもって各自の職責に専念し、互に調和協力してその成果をあげるようつとめなければならない。

### 第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規則は、学校法人文京学園（以下、「学園」という。）と期間の定めのない雇用契約を締結する大学専任教員（任期無し）の労働条件、服務規律、その他の就業に関する基本的事項を定め、事業の確実な実施を図り、もって本学園と大学専任教員（任期無し）との健全な関係に資することを目的とする。

2 この規則に定めた以外の事項は労働基準法およびその他の法令による。

3 この規則は、大学専任教員（任期無し）の学問・研究の自由を尊重するものであり、また、教授会の教学上の権限を損なうものではない。

（意義及び適用範囲等）

第 2 条 この規則は、大学専任教員（任期無し）（以下、「教員」という。）に適用する。

2 この規則に定めのない事項は、別に規則をもって、または個別の雇用契約書をもって定めることがある。

### 第 2 章 採 用

（採用及び提出書類）

第 3 条 教員の採用は、学長が教授会の議を経て選考し、理事長が理事会の議を経て行う。

2 採用にあたって、学園が必要とする書類を求める。

3 教員は、次の各号の一に異動を生じた場合は、遅滞なく理事長に届け出るものとする。

一 本人の氏名の変更

二 本人の住所の変更

三 本人の婚姻および家族の異動

四 本人の採用後の学歴・資格の変更

五 その他人事事務上必要な事項

（労働条件の明示）

第 4 条 理事長は教員の採用に際し、職務内容及び就業条件等の労働条件を明示した文書を手交する。

（差別の禁止）

第 5 条 教員は、その国籍、信条、性別または社会的身分を理由として勤務条件に差別を受けることはない。

### 第 3 章 服 務

#### (服務規律)

- 第 6 条 教員は、本学園建学の精神を体し、教育方針の中核である「誠実」「勤勉」「仁愛」の校訓を旨として、各自の職務に精励し、礼節を重んじ、諸規定を守り、常に清新かつ明朗な気風をもって学園の恒久的発展を図ることにつとめるものとする。
- 2 教員は、次の各号に掲げる事項を守るものとする。
- 一 授業を担当するとともに、教授会（教員会議を含む）に出席し審議に参加すること
  - 二 学生の級担任、各種委員会の委員等、学園が委嘱した職務を行うこと
  - 三 学校行事に参加すること
  - 四 常に研究に努め、研究の成果を、学園紀要・学会誌・専門誌への掲載、著書等の刊行、学会・演奏会・展覧会等での発表などをもって、公表するように努力すること
- 3 教員は、次の各号を堅く守らなければならない。
- 一 学園の名誉を傷つけあるいは不利益となるような行為をしないこと。
  - 二 業務上知り得た学生に係る事項、学生募集に関する内部資料、会計経理の内容、学園運営あるいは将来計画等の部外秘事項その他業務上知り得た機密事項を他にもらさないこと。
  - 三 学園名および職名を不正に使用しないこと。
  - 四 正当な理由なしに遅刻、早退または欠勤しないこと。
  - 五 学校備品その他の設備あるいは消耗品等は大切に取扱い、承認なくして持出しまたは私用に供しないこと。
  - 六 火気の取扱いに注意し、火災傷害その他の事故を発生させないようにすること。
  - 七 正当な理由なしに勤務時間中外出しないこと。
  - 八 勤務時間中許可なく執務をはなれないこと。
  - 九 勤務時間中許可なく公務以外の集会をしないこと。
  - 十 学長の承認を得ないで、在籍のまま他に就職し、または勤務以外の自己の業務を行わないこと。
  - 十一 勤務に関する手続その他の届出を偽らないこと。
  - 十二 秩序を乱しその他不正不義の行為をして教員としての体面を汚さないこと。
  - 十三 金品の授受に留意し、承認なくして学生、父母等に対し集金あるいは物品の販売、斡旋等の行為をしないこと。
- 4 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する事項については、学校法人文京学園におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程に定めるところにより、パワー・ハラスメントの防止等に関する事項については、学校法人文京学園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程に定めるところによる。

### 第 4 章 勤務時間、休憩時間および休日

#### (勤務時間)

- 第 7 条 教員の所定勤務時間は、原則として、始業午前9時、終業午後5時（土曜日は午後1時）とする。ただし、勤務事情等により繰り上げまたは繰り下げることができるものとする。
- 2 教員は、原則として1週に3日以上出勤し、定められた授業時間表に従い12時間以上授業を担当するとともに、授業以外の時間にも学生指導その他前条第2項の責務の遂行に当たるものとする。



- 3 教員は、前項の責務の遂行に支障をきたさない限り、前2項にかかわらず、その裁量により、本学園以外の場所で授業の準備、研究その他を行うことができる。ただし、本学園が緊急時に要請または依頼をした場合には、その要請または依頼されたことを優先させるものとする。

(時間外勤務)

第8条 業務上その他の都合により必要ある場合には、教員に時間外勤務を命ずることがある。

(休憩時間)

第9条 1日の休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間とし、12時20分より与える。ただし、勤務事情等により繰り上げまたは繰り下げることがある。

- 2 休憩時間は自由に利用することができる。

(育児時間)

第10条 生後満1年に達しない生児を育てる女子教員が申し出た場合は、休憩時間のほか、1日2回各々30分の育児時間を与える。

(休日)

第11条 教員の休日は、下記の通りとする。

- 一 毎週1日(原則として日曜日)
  - 二 国民の祝日
  - 三 年末年始(12月29日—1月3日)
  - 四 その他必要に応じ学園が定める日
- 2 業務上その他の都合により必要ある場合には、休日に出勤を命ずることができる。
- 3 第1項の休日は、業務の都合によりあらかじめ他の勤務日に振り替えることがある。この場合、振替前の休日は所定の勤務日とし、振替後を休日とする。

## 第5章 出勤、欠勤、遅刻、早退及び外出

(始業及び終業の時刻)

第12条 教員は、始業時刻までに出勤し、始業時刻とともに直ちに所定の職務に就かなければならない。

(欠勤)

第13条 教員が病気または事故により欠勤しようとするときは、学園へできるだけ早くその理由および欠勤予定日数を文書で届け出るものとする。ただし、急病その他緊急やむを得ないときは、始業時刻までに行える限りすみやかに連絡しなければならない。その場合は、次の出勤の際遅滞なく理由を付した欠勤届を提出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第14条 公用または私用で遅刻、早退あるいは外出しようとするときは、学園へ届け出てその承認を受けなければならない。

(公民権の行使)

第15条 公民としての権利を行使しまたは義務を履行することが勤務時間中でなければできないときおよびやむを得ないとき等で正当と認められたときの遅刻、早退および外出は、公用に準ずる。

## 第6章 休暇及び休業

(休暇)

第16条 教員の休暇は、下記のとおりとする。

一 年次有給休暇

ア 平成5年9月30日以前に採用され、所定の就業日数の8割以上勤務した勤続8年以上の教員 20日

イ 平成6年度以降採用され、所定の就業日数の8割以上勤務した教員

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
休暇日数	10	11	12	14	16	18	20

二 特別休暇（ただし、遠隔地の場合は往復に要する日数を加算する。）

ア 結婚休暇

本人の結婚 6日以内

子女の結婚 2日以内

イ 妻の出産休暇 2日以内

ウ 忌引休暇

父母、配偶者、子女の死亡 5日以内

祖父母、配偶者の父母、孫、兄弟姉妹の死亡

葬祭を行う責任のある場合 5日以内

その他の場合 2日以内

伯叔父母、甥、姪の死亡 1日

三 その他の休暇

ア 災害休暇 3日以内で必要と認められた日数

イ 公用休暇 公民としての権利を行使しまたは義務を履行する場合必要と認められた日数

ウ 公傷病休暇 業務上の傷病により医師が認定した場合必要と認められた日数

エ 生理休暇 生理日の就業が著しく困難な場合必要と認められた日数

オ 産前産後休暇 女子教員が出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合16週間）のうちにおいて申し出た期間および産後8週間。ただし、産後6週間を経過し本人が希望した場合には、医師が就業を差しつかえないと認めた業務につくことができる。また、妊娠初期（妊娠4ヵ月程度までの期間をいう）等の女性教員が妊娠に起因する障害のため、1週間を超える引き続き休養が必要と認められるときは、1週間又は2週間を同項に規定する期間から分離して与える。産前産後休暇を請求するときは、医師若しくは助産師の証明書又は母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定に基づく母子健康手帳（以下『母子手帳等』という。）を示さなければならない。

2 前項第1号の年次有給休暇を受けようとするときは、事前に届け出るものとし、やむを得ない場合は事後遅滞なく届け出るものとする。

3 前項の場合において、業務上支障があるときには年次有給休暇を与える時期および期間を変更することができる。

4 第1項第2号の特別休暇は有給とし、また、特別休暇中の休日は、休暇日数に算入しない。この特別休暇を受けようとするときは、事前に届け出て承認を得るものとし、やむを得ない場合は事後遅滞なく届け出て承認を得るものとする。

（育児・介護休業等）

第17条 育児・介護休業等に関する事項は、育児・介護休業等に関する規程に定めるところによる。

## 第 7 章 異動及び出張

(異動)

第 18 条 業務の都合により教員の就業場所、配置又は職務の変更を命ずることがある。

(昇格・役職の任免)

第 19 条 教員の昇格および役職の任免は、学長が教授会の議を経て決定し、理事会の承認を得て発令する。

(出張勤務)

第 20 条 学園は、業務上の都合により、出張を命じることがある。

2 出張する場合は、事前に所定の手続きを行い、帰任後所要事項を報告するものとする。

3 出張に要する旅費は、別に定める規定により支給する。

(学会等への出席)

第 21 条 教員は、学長の承認を得て、その所属する学会もしくはこれに準ずる研究会等（以下「学会等」という。）に出席することができる。

2 前項の学会等への出席は、年 2 回、原則として 1 回の日数 3 日以内に限り公務と認めるものとする。ただし、公務に支障のない出席の場合はこの限りでない。

3 学会等に出席する場合には、別に定める規定により助成金の支給を受けることができる。

## 第 8 章 休職及び復職

(休職)

第 22 条 教員が次の各号の一に該当するときは、期間を定めて休職とする。ただし、事情によりとくに考慮することがある。

一 業務外の傷病による欠勤が引き続き 1 ヶ月を超えたとき

二 事故による欠勤が引き続き 1 ヶ月を超えたとき

三 刑事事件により起訴され、必要と認めるとき

四 公職に就いたことにより職務に支障をきたすと認めるとき

五 その他の事由により休職を必要と認めるとき

2 休職期間は、次のとおりとする。

一 前項第 1 号によるもの

勤続年数 1 年未満の者 1 年以内で在職期間を上回らない期間

勤続年数 1 年以上 3 年未満 1 年 6 ヶ月以内で在職期間を上回らない期間

勤続年数 3 年以上 5 年未満 2 年以内

勤続年数 5 年以上 10 年未満 2 年 6 ヶ月以内

勤続年数 10 年以上 15 年未満 3 年以内

勤続年数 15 年以上 4 年以内

ただし、結核性疾患による休職期間は、勤続年数 15 年未満の者は勤続年数にかかわらず 3 年以内とする。

二 前項第 2 号によるもの

勤務年数 1 年未満 1 ヶ月以内

勤務年数 1 年以上 3 年未満 3 ヶ月以内

勤務年数 3 年以上 5 年未満 6 ヶ月以内

勤務年数 5 年以上 10 年未満 8 ヶ月以内

勤務年数 10 年以上 15 年未満 10 ヶ月以内

勤務年数 15 年以上 1 年以内

三 前項第 3 号による休職期間は、刑の確定に至るまでの期間とする。

四 前項第 4 号および第 5 号による休職期間は、その都度決定する。

3 休職期間中の給与は、休職発令後 6 ヶ月以内は平均月額の 2 割を支給し、その後は支給しない。ただし、第 1 項第 3 号、第 4 号および第 5 号による休職については、給与の支給の有無および支給額は、その都度決定する。

4 休職期間は、これを勤務期間に算入しない。

5 役付者が休職となったときは、その役は解消される。

(復職)

第 23 条 休職期間が満了するまでに、休職中の者の休職事由が消滅し復職を申し出たときは、復職する。ただし、前条第 1 項第 1 号により休職中の者が復職を申し出たときは、医師の診断書およびその他の事項を考慮して、復職の可否を決定する。

## 第 9 章 給与等

(給与及び賞与)

第 24 条 教員の給与および賞与に関する事項は、文京学院大学専任教員給与規程・文京学院大学専任教員給与細則等に定める。

(慶弔金)

第 25 条 教員に対する慶弔金は、別に定める規定により支給する。

(退職金)

第 26 条 教員の退職金に関する事項は、大学教員退職金支給規程に定めるところによる。

## 第 10 章 退職等

(退職)

第 27 条 教員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

一 本人が死亡したとき

二 定年に達したとき

三 本規則の規定に従い退職願を提出し承認されたとき

四 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき

(自己都合退職)

第 28 条 退職しようとするものは、その時期を原則として年度末とし、4 ヶ月以前事情により遅くとも 1 ヶ月以前に学園に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第 29 条 教員の定年は、満 68 歳とする。

2 定年により退職する時期は、定年に達した日の属する学年度の末日とする。

3 定年に達した者で、大学院の研究指導及び講義担当適格者は、大学が必要とする場合、退職後、年度契約の嘱託として教授を委嘱することがある。また、定年に達した者で、教育上特に必要と認めた場合には、教授会ならびに理事会の議を経て非常勤講師として再任用することがある。

(解雇)

第 30 条 教員が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て具申し、理事長が理事会の議を経て解雇する。

- 一 精神または身体の障害により、職務に耐えられないと認められたとき
  - 二 職務に適格性を欠くと認められたとき
  - 三 懲戒処分による懲戒解雇
  - 四 その他やむを得ない事由があるとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号による解雇は、30日前に予告するか又は平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給して行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、業務上負傷または疾病にかかり療養のために休業する期間およびその後の30日間、ならびに産前産後の女子教員が休業する期間およびその後の30日間は、解雇しない。

(退職者等の守秘義務)

第31条 退職者または解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(金品の返却)

第32条 教員が退職または解雇されたときは、直ちに、身分証明書およびその他貸与を受けている物品を返却するとともに、学園に対する債務がある場合には、これを弁済しなければならない。

## 第11章 賞罰等

(懲戒処分)

第33条 教員の懲戒処分に関する事項は、学校法人文京学園教職員懲戒規程の定めるところによる。

(表彰)

第34条 教員が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て具申し、理事長が理事会の議を経て表彰する。

- 一 業務上顕著な功績があったとき
  - 二 学術研究ならびに教育上とくに功労があったとき
  - 三 災害を未然に防ぎ、または災害の際にとくに功労があったとき
  - 四 永年誠実に勤務したとき
  - 五 その他表彰に値するととくに認められたとき
- 2 表彰は、賞状、記念品または賞金の授与をもって行う。
- 3 表彰の時期は、通常学園創立記念日とし、必要のときは随時行う。

(損害賠償)

第35条 教員が故意または重大な過失により学園に損害を及ぼしたときは、その損害の一部または全部を賠償させることがある。

## 第12章 安全衛生

(安全衛生)

第36条 教員は、本学園の安全保持、災害防止および保健、衛生に努めるものとする。

- 2 教員は、本人およびその家族または同居人が法定伝染病にかかり、もしくはその疑いのあるときは、直ちにその旨を届け出て、指示に従うものとする。

(健康診断)

第37条 学園は年1回以上定期にまたは必要に応じて健康診断を行い、教員はこれを受けなければならない。

### 第 13 章 災害補償

(災害補償)

第 38 条 教員が業務上負傷または疾病にかかった場合においては、労働基準法第 8 章災害補償の規定により補償する。

#### 附 則

- 1 本就業規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行と同時に平成 15 年 3 月 1 日施行の大学教員就業規則は、これを廃止する。

## 資料 2-2 文京学院大学任期付専任教員就業規則

およそ私学は独自の建学の精神と気魄が脈々と今日の教育に生きるところにこそ存在の意義がある。

我が学園はこの自主性を高くかけ、しかも公共性を失わず、教育の理想の実現に向って邁進し、併せて大学任期付専任教員の人格と自主性を尊重しつつ共同の福祉をはかり、ともに我が学園の進展のために全力を発揮しうよう関係諸法規の趣旨に則り、ここに文京学院大学任期付専任教員就業規則を制定して勤務の適正を期するものである。

われわれは本学園の社会的使命を真に自覚し誠意と勤勉とをもって各自の職責に専念し、互に調和協力してその成果をあげるようつとめなければならない。

### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人文京学園（以下、「学園」という。）と期間の定めのある雇用契約を締結する大学任期付専任教員の労働条件、服務規律、その他の就業に関する基本的事項を定め、事業の確実な実施を図り、もって本学園と大学任期付専任教員との健全な関係に資することを目的とする。

2 この規則に定めた以外の事項は労働基準法およびその他の法令による。

3 この規則は、大学任期付専任教員の学問・研究の自由を尊重するものであり、また、教授会の教学上の権限を損なうものではない。

4 大学任期付専任教員について、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年 6 月 13 日法律第 82 号）（以下「任期法」という。）第 4 条第 1 項各号及び第 5 条第 2 項の規定を受けてこの規則を定めるものである。

(意義及び適用範囲等)

第 2 条 この規則は大学任期付専任教員（以下、「教員」という。）に適用する。

2 任期とは有期雇用契約の期間と同義とし、学園と教員との雇用契約において定められた期間であって、学園との間で引き続き雇用契約が更新される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

3 教員の種類および呼称は次のとおりとする。

一 特別任用指定教育職

大学院の任期付常勤教員

二 特別任用教育職

大学任期付専任教員で審査により大学専任教員（任期無し）に移行することがある。

三 特別任用教育指導職

① 年退職後に継続して特定の授業等を受け持つ大学任期付特別任用教員

② 任期付教職課程教員

四 委嘱教員

定年退職後に継続して勤務する大学任期付常勤教員

五 助手

教授、准教授、または助教の職務を助け、教育補助の関連する教務事務に従事する。

4 労働契約法（平成 19 年 12 月 5 日法律第 128 号）第 18 条及び任期法第 7 条の規定に基づき、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）への転換に関す

る事項は、学校法人文京学園における無期雇用契約への転換に関する規程の定めるところによる。

5 この規則に定めのない事項は、別に規則を定めることがあり、または個別の雇用契約書をもって定めることがある。

(有期雇用契約の期間)

第 3 条 前条に規定する教員の有期雇用契約の期間、契約の更新の有無、更新の上限及び更新時の年齢については、原則として次に定めるところによる。

職 名	有期雇用契約の期間	契約の更新の有無	更新の上限	更新時の年齢
特別任用指定教育職	個別に定める	有り	通算最長10年まで	68歳未満
特別任用教育職	5年	無し		68歳未満
特別任用教育指導職 ①大学任期付特別任用教員	個別に定める	有り	通算最長10年まで	
特別任用教育指導職 ②大学任期付教職課程教員	3年	有り	1回まで	68歳未満
委嘱教員	1年	有り	通算最長10年まで	
助手	2年	有り	1回まで(ただし、再任の際の期間は2年以内とする。)	68歳未満
助手(保健医療技術学部)	4年	有り	1回まで(ただし、再任の際の期間は2年以内とする。)	68歳未満

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

一 有期雇用契約の期間が満了した日とその次の有期雇用契約の期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間(以下「空白期間」という。)があり、当該空白期間が6ヵ月以上ある場合

二 理事長が特別に認める場合

(有期雇用契約の更新の基準)

第 4 条 有期雇用契約(任期)は、次項に定める更新しない基準に該当する場合、これを更新しない。

一 契約締結当初から、更新回数又は年数の上限を設けており、当該上限に当たる場合

二 前回の契約更新時に、更新しないことについて合意していた場合

三 担当業務が終了又は中止した場合

四 担当業務に関連するプログラム、プロジェクト等の事業が廃止、縮小、若しくは継続が見込まれない場合又は外部資金受入が終了した場合

五 学園の経営状況の悪化により、更新を行うことが困難である場合

六 担当業務を遂行する能力が十分ではない場合

七 当該雇用期間中において懲戒処分を受けた場合



- 八 職務命令に違反する行為を行った場合又は無断欠勤をしたこと等勤務成績が不良の場合
- 九 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がある場合
- 十 必要とする教授会の承認若しくは学部長の推薦又は教員人事委員会の推薦を得ることができない場合
- 十一 担当する講座が縮小又は廃止となり、当該講座の継続が見込まれない場合
- 十二 雇用契約期間の定めのない教員への審査で採用されず、有期雇用契約の期間が満了した場合
- 十三 その他前各号に準ずる客観的かつ合理的な事由がある場合

(教員の職務内容)

- 第 5 条 教員は、原則として、期間の定めのない雇用契約を締結している専任教員の職務に準ずる職務、補佐する職務または支援する職務に従事する。
- 2 教員の職務の内容（業務の内容および当該業務に伴う責任の程度）及び当該職務の内容および配置の変更の範囲については、別に定めることがある。

## 第 2 章 採 用

(採用及び提出書類)

- 第 6 条 教員の採用は、学長が教授会の議を経て選考し、理事長が理事会の議を経て行う。
- 2 採用選考を行うときには、次の書類の提出を求める。
- 一 履歴書
  - 二 健康診断書
  - 三 最終出身学校の卒業証明書または卒業見込証明書および大学院履修に関する証明書
  - 四 業績書（著書、論文等）
  - 五 その他学園が必要とする書類
- 3 採用された教員は、速やかに次の書類を提出しなければならない。
- 一 住民票記載事項証明書
  - 二 その他本学が必要とする書類
- 4 教員は、次の各号の一に異動を生じた場合は、遅滞なく理事長に届け出るものとする。
- 一 本人の氏名の変更
  - 二 本人の住所の変更
  - 三 本人の婚姻および家族の異動
  - 四 本人の採用後の学歴・資格の変更
  - 五 その他人事事務上必要な事項

(身元保証人)

- 第 7 条 学園が身元保証人を求めたときは、下記条件を有するものでなければならない。
- (1) 東京都内または近接県に居住する満 30 歳以上の者で、1 戸を構え資産、身元確実な者。ただし、本学園に勤務している者を除く。
  - (2) 身元保証人 2 名のうち 1 名は、原則として 3 親等以内の血族または姻族とする。

(試用期間)

- 第 8 条 新たに採用した教員については、採用の日から 6 ヶ月を試用期間とする。ただし、試用期間が不要と認められたときはこの限りではない。
- 2 試用期間を終了し教員として適当と認められた場合には、これを正式に採用する。
  - 3 正式採用者は、試用の日より教員としての身分を認められ、その試用期間は勤続年数に

加算する。

(労働条件の明示)

第9条 理事長は教員の採用に際し、職務内容及び就業条件等の労働条件を明示した文書を手交する。

(差別の禁止)

第10条 教員は、その国籍、信条、性別または社会的身分を理由として勤務条件に差別を受けることはない。

### 第3章 服 務

(服務規律)

第11条 教員は、本学園建学の精神を体し、教育方針の中核である「誠実」「勤勉」「仁愛」の校訓を旨として、各自の職務に精励し、礼節を重んじ、諸規定を守り、常に清新かつ明朗な気風をもって学園の恒久的発展を図ることにつとめるものとする。

2 教員は、次の各号に掲げる事項を守るものとする。

一 授業を担当するとともに、教授会（教員会議を含む）に出席し審議に参加すること（特別任用教育職の教員）

二 学生の級担任、各種委員会の委員等、本学が委嘱した職務を行うこと

三 学校行事に参加すること

四 常に研究に努め、研究の成果を、本学紀要・学会誌・専門誌への掲載、著書等の刊行、学会・演奏会・展覧会等での発表などをもって、公表するように努力すること

3 教員は、次の各号を堅く守らなければならない。

一 学園の名誉を傷つけあるいは不利益となるような行為をしないこと。

二 業務上知り得た学生に係る事項、学生募集に関する内部資料、会計経理の内容、学園運営あるいは将来計画等の部外秘事項その他業務上知り得た機密事項を他にもらさないこと。

三 学園名および職名を不正に使用しないこと。

四 正当な理由なしに遅刻、早退または欠勤しないこと。

五 学校備品その他の設備あるいは消耗品等は大切に取扱い、承認なくして持出しまたは私用に供しないこと。

六 火気の取扱いに注意し、火災傷害その他の事故を発生させないようにすること。

七 正当な理由なしに勤務時間中外出しないこと。

八 勤務時間中許可なく執務をはなれないこと。

九 勤務時間中許可なく公務以外の集会をしないこと。

十 学長の承認を得ないで、在籍のまま他に就職し、または勤務以外の自己の業務を行わないこと。

十一 勤務に関する手続その他の届出を偽らないこと。

十二 秩序を乱しその他不正不義の行為をして教員としての体面を汚さないこと。

十三 金品の授受に留意し、承認なくして学生、父母等に対し集金あるいは物品の販売、斡旋等の行為をしないこと。

4 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する事項については、学校法人文京学園におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程に定めるところにより、パワー・ハラスメントの防止等に関する事項については、学校法人文京学園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程に定めるところによる。

## 第 4 章 勤務時間、休憩時間および休日

### (勤務時間)

- 第 1 2 条 教員の所定勤務時間は、原則として、始業午前 9 時、終業午後 5 時（土曜日は午後 1 時）とする。ただし、勤務事情等により繰り上げまたは繰り下げることができるものとする。
- 2 教員は、原則として 1 週に 3 日以上出勤し、定められた授業時間表に従い 1 2 時間以上授業を担当するとともに、授業以外の時間にも学生指導その他前条第 2 項の責務の遂行に当たるものとする。
- 3 教員は、前項の責務の遂行に支障をきたさない限り、前 2 項にかかわらず、その裁量により、本学園以外の場所で授業の準備、研究その他を行うことができる。ただし、本学園が緊急時に要請または依頼をした場合には、その要請または依頼されたことを優先させるものとする。
- 4 助手の勤務時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時 1 5 分とする。ただし、当面、職務遂行上、遅番（9 時 4 5 分～午後 6 時）勤務を置き、業務に支障がないよう交替で勤務するものとする。
- 5 助手の土曜日の勤務時間は、原則として午前 9 時から午後 1 時 1 5 分とする。ただし、職務遂行上支障のないよう交替で勤務するものとする。
- 6 助手は、職務の遂行に支障がない限り週 1 日を研究日として本学園以外の場所で職務遂行の準備、研究を行うことができるものとする。

### (時間外勤務)

- 第 1 3 条 業務上その他の都合により必要ある場合には、教員に時間外勤務を命ずることがある。

### (休憩時間)

- 第 1 4 条 1 日の休憩時間は、勤務時間が 6 時間を超える場合は 4 5 分、8 時間を超える場合は 1 時間とし、1 2 時 2 0 分より与える。ただし、勤務事情等により繰り上げまたは繰り下げることがある。
- 2 休憩時間は自由に利用することができる。

### (育児時間)

- 第 1 5 条 生後満 1 年に達しない生児を育てる女子教員が申し出た場合は、休憩時間のほか、1 日 2 回各々 3 0 分の育児時間を与える。

### (休日)

- 第 1 6 条 教員の休日は、下記の通りとする。
- 一 毎週 1 日（原則として日曜日）
  - 二 国民の祝日
  - 三 年末年始（1 2 月 2 9 日—1 月 3 日）
  - 四 その他必要に応じ学園が定める日
- 2 業務上その他の都合により必要ある場合には、休日に出勤を命ずることができる。
- 3 第 1 項の休日は、業務の都合によりあらかじめ他の勤務日に振り替えることがある。この場合、振替前の休日は所定の勤務日とし、振替後を休日とする。

## 第 5 章 出勤、欠勤、遅刻、早退および外出

### (始業及び終業の時刻)

- 第 1 7 条 教員は、始業時刻までに出勤し、始業時刻とともに直ちに所定の職務に就かなければな

らない。

(欠 勤)

第18条 教員が病気または事故により欠勤しようとするときは、学園へできるだけ早くその理由および欠勤予定日数を文書で届け出るものとする。ただし、急病その他緊急やむを得ないときは、始業時刻までにできる限りすみやかに連絡しなければならない。その場合は、次の出勤の際遅滞なく理由を付した欠勤届を提出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第19条 公用または私用で遅刻、早退あるいは外出しようとするときは、学園へ届け出てその承認を受けなければならない。

(公民権の行使)

第20条 公民としての権利を行使しまたは義務を履行することが勤務時間中でなければできないときおよびやむを得ないとき等で正当と認められたときの遅刻、早退および外出は、公用に準ずる。

## 第 6 章 休暇及び休業

(休 暇)

第21条 教員の休暇は、下記のとおりとする。

一 年次有給休暇

ア 平成5年9月30日以前に採用され、所定の就業日数の8割以上勤務した勤続8年以上の教員 20日

イ 平成6年度以降採用され、所定の就業日数の8割以上勤務した教員

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
休暇日数	10	11	12	14	16	18	20

二 特別休暇（ただし、遠隔地の場合は往復に要する日数を加算する。）

ア 結婚休暇

本人の結婚 6日以内

子女の結婚 2日以内

イ 妻の出産休暇 2日以内

ウ 忌引休暇

父母、配偶者、子女の死亡 5日以内

祖父母、配偶者の父母、孫、兄弟姉妹の死亡

葬祭を行う責任のある場合 5日以内

その他の場合 2日以内

伯叔父母、甥、姪の死亡 1日

三 その他の休暇

ア 災害休暇 3日以内で必要と認められた日数

イ 公用休暇 公民としての権利を行使しまたは義務を履行する場合必要と認められた日数

ウ 公傷病休暇 業務上の傷病により医師が認定した場合必要と認められた日数

エ 生理休暇 生理日の就業が著しく困難な場合必要と認められた日数

オ 産前産後休暇 女子教員が出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合16週間）のうちにおいて申し出た期間および産後8週間。ただし、産後6週間を経過し本人が希望し

た場合には、医師が就業を差しつかえないと認めた業務につくことができる。また、妊娠初期（妊娠4ヵ月程度までの期間をいう）等の女性教員が妊娠に起因する障害のため、1週間を超える引き続き休養が必要と認められるときは、1週間又は2週間を同項に規定する期間から分離して与える。産前産後休暇を請求するときは、医師若しくは助産師の証明書又は母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定に基づく母子健康手帳（以下『母子手帳等』という。）を示さなければならない。

- 2 前項第1号の年次有給休暇を受けようとするときは、事前に届け出るものとし、やむを得ない場合は事後遅滞なく届け出るものとする。
- 3 前項の場合において、業務上支障があるときには年次有給休暇を与える時期および期間を変更することができる。
- 4 第1項第2号の特別休暇は有給とし、また、特別休暇中の休日は、休暇日数に算入しない。この特別休暇を受けようとするときは、事前に届け出て承認を得るものとし、やむを得ない場合は事後遅滞なく届け出て承認を得るものとする。

（育児・介護休業等）

第22条 育児・介護休業等に関する事項は、育児・介護休業等に関する規程に定めるところによる。

## 第7章 異動及び出張

（異動）

第23条 業務の都合により教員の就業場所、配置又は職務の変更を命ずることがある。

（昇格・役職の任免）

第24条 教員の昇格および役職の任免は、学長が教授会の議を経て決定し、理事会の承認を得て発令する。

（出張勤務）

第25条 学園は、業務上の都合により、出張を命じることがある。

- 2 出張する場合は、事前に所定の手続きを行い、帰任後所要事項を報告するものとする。
- 3 出張に要する旅費は、別に定める規定により支給する。

（学会等への出席）

第26条 教員は、学長の承認を得て、その所属する学会もしくはこれに準ずる研究会等（以下「学会等」という。）に出席することができる。

- 2 前項の学会等への出席は、年2回、原則として1回の日数3日以内に限り公務と認めるものとする。ただし、公務に支障のない出席の場合はこの限りでない。
- 3 学会等に出席する場合には、別に定める規定により助成金の支給を受けることができる。

## 第8章 休職及び復職

（休 職）

第27条 教員が次の各号の一に該当するときは、期間を定めて休職とする。ただし、事情によりとくに考慮することがある。

- 一 業務外の傷病による欠勤が引き続き1ヵ月を超えたとき
- 二 事故による欠勤が引き続き1ヵ月を超えたとき
- 三 刑事事件により起訴され、必要と認めるとき
- 四 公職に就いたことにより職務に支障をきたすと認めるとき

五 その他の事由により休職を必要と認めたとき

2 休職期間は、次のとおりとする。

一 前項第1号によるもの

勤続年数1年未満の者	1年以内で在職期間を上回らない期間
勤続年数1年以上3年未満	1年6ヵ月以内で在職期間を上回らない期間
勤続年数3年以上5年未満	2年以内
勤続年数5年以上10年未満	2年6ヵ月以内
勤続年数10年以上15年未満	3年以内
勤続年数15年以上	4年以内

ただし、結核性疾患による休職期間は、勤続年数15年未満の者は勤続年数にかかわらず3年以内とする。

二 前項第2号によるもの

勤務年数1年未満	1ヵ月以内
勤務年数1年以上3年未満	3ヵ月以内
勤務年数3年以上5年未満	6ヵ月以内
勤務年数5年以上10年未満	8ヵ月以内
勤務年数10年以上15年未満	10ヵ月以内
勤務年数15年以上	1年以内

三 前項第3号による休職期間は、刑の確定に至るまでの期間とする。

四 前項第4号および第5号による休職期間は、その都度決定する。

3 休職期間中の給与は、休職発令後6ヵ月以内は平均月額の2割を支給し、その後は支給しない。ただし、第1項第3号、第4号および第5号による休職については、給与の支給の有無および支給額は、その都度決定する。

4 休職期間は、これを勤務期間に算入しない。

5 役付者が休職となったときは、その役は解消される。

(復職)

第28条 休職期間が満了するまでに、休職中の者の休職事由が消滅し復職を申し出たときは、復職する。ただし、前条第1項第1号により休職中の者が復職を申し出たときは、医師の診断書およびその他の事項を考慮して、復職の可否を決定する。

## 第9章 給与等

(給与及び賞与)

第29条 教員の給与および賞与に関する事項は、文京学院大学専任教員給与規程、文京学院大学専任教員給与規程細則に定める。

2 前項の規定の他、特別に規程がある場合にはそれによる。

3 助手は、個人研究費規程・学会出席等助成規程の適用を受けることができる。

(慶弔金)

第30条 教員に対する慶弔金は、別に定める規定により支給する。

(退職金)

第31条 教員の退職金に関する事項は、大学教員退職金支給規程に定め、支給する場合がある。

2 特別任用教育指導職及び委嘱教員については、退職金は支給しない。

## 第10章 退職等

(退職)

第32条 教員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- 一 本人が死亡したとき
- 二 契約更新時の年齢の上限を超えたとき
- 三 本規則の規定に従い退職願を提出し承認されたとき
- 四 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき

(自己都合退職)

第33条 退職しようとするものは、その時期を原則として年度末とし、4カ月以前事情により遅くとも1カ月以前に学園に退職願を提出しなければならない。

(契約更新時の年齢の上限)

第34条 教員の契約更新時の年齢の上限は、第3条で定めるところによる。

(解雇)

第35条 教員が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て具申し、理事長が理事会の議を経て解雇する。

- 一 精神または身体の障害により、職務に耐えられないと認められたとき
- 二 職務に適格性を欠くと認められたとき
- 三 懲戒処分による懲戒解雇
- 四 その他やむを得ない事由があるとき

2 前項第1号、第2号または第4号による解雇は、30日前に予告するか又は平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給して行う。

3 第1項の規定にかかわらず、業務上負傷または疾病にかかり療養のために休業する期間およびその後の30日間、ならびに産前産後の女子教員が休業する期間およびその後の30日間は、解雇しない。

(退職者等の守秘義務)

第36条 退職者または解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(金品の返却)

第37条 教員が退職または解雇されたときは、直ちに、身分証明書およびその他貸与を受けている物品を返却するとともに、学園に対する債務がある場合には、これを弁済しなければならない。

## 第11章 賞罰等

(懲戒処分)

第38条 教員の懲戒処分に関する事項は、学校法人文京学園教職員懲戒規程の定めるところによる。

(表彰)

第39条 教員が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て具申し、理事長が理事会の議を経て表彰する。

- 一 業務上顕著な功績があったとき
- 二 学術研究ならびに教育上とくに功労があったとき
- 三 災害を未然に防ぎ、または災害の際にとくに功労があったとき
- 四 永年誠実に勤務したとき
- 五 その他表彰に値するととくに認められたとき

2 表彰は、賞状、記念品または賞金の授与をもって行う。

3 表彰の時期は、通常学園創立記念日とし、必要のときは随時行う。

(損害賠償)

第40条 教員が故意または重大な過失により学園に損害を及ぼしたときは、その損害の一部または全部を賠償させることがある。

## 第12章 安全衛生

(安全衛生)

第41条 教員は、本学園の安全保持、災害防止および保健、衛生に努めるものとする。

2 教員は、本人およびその家族または同居人が法定伝染病にかかり、もしくはその疑いのあるときは、直ちにその旨を届け出て、指示に従うものとする。

(健康診断)

第42条 学園は年1回以上定期にまたは必要に応じて健康診断を行い、教員はこれを受けなければならない。

(災害補償)

第43条 教員が業務上負傷しまたは疾病にかかった場合においては、労働基準法第8章災害補償の規定により補償する。

## 附 則

1 本就業規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に在職する教員については、第3条の規定の適用はなお従前の例による。



## 資料3-1 保健医療技術学部保健医療科学研究科看護学研究科倫理審査規程（案）

理学療法学、作業療法学、臨床検査学及び看護学の研究は、究極的に人を対象として行われる。これらの研究に伴う医療行為は、個人の健康と福祉の増進を目的とするものであるが、個々の研究行為においては、患者もしくは被験者個人の人権が常に尊重されなければならない。本来、理学療法学、作業療法学、臨床検査学及び看護学の研究者は、このことに十分な自覚と自省をもって研究に望むべきであるが、極めて複雑に分化し高度化した現代の理学療法学、作業療法学、臨床検査学及び看護学の研究は、この点に関して第三者もしくは社会的な合意の得られるものでなければならない。したがって、文京学院大学保健医療技術学部、文京学院大学大学院保健医療科学研究科、文京学院大学大学院看護学研究科ではヘルシンキ宣言に示されている医の倫理の基本的理念に基づいて倫理審査規程を定める。

### （目的）

第1条 この規程は、保健医療技術学部、保健医療科学研究科、看護学研究科（以下、「本学部、本研究科」という。）に所属する教授、准教授、助教・専任講師及び助手等（以下、「研究者」という。）が行う人を直接対象とした理学療法学、作業療法学、臨床検査学及び看護学の研究等（以下、「研究」という。）において、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理上の指針を与えることを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この規程は、人の疾病の成因及び病態の解明並びに予防及び治療の方法の確立を目的とする疫学研究を対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求めるものである。ただし、次のいずれかに該当する疫学研究は、この規程の対象であるけれども倫理審査の対象としない。

- 1 法律の規定に基づき実施される調査
- 2 資料として既に連結不可能匿名化されている情報のみを用いる研究
- 3 ヒトゲノム・遺伝子の解析に関わる研究

### （疫学研究の許可申請）

本学部、本研究科の研究者が医療倫理上の判断を必要とする研究を行おうとするときは、各学科、研究科の倫理審査委員を経て本学部長、本研究科委員長に研究計画の審査を申請するものとする。

### （学部長、研究科長の責務）

第3条 本学部長、本研究科長は、疫学研究に関し、医療倫理上の審査を行わせるため、倫理審査委員会を設置しなければならない。

第4条 本学部長、本研究科委員長は、研究者等から疫学研究の許可を求められたときは、倫理審査委員会の意見を聴かななければならない。ただし、倫理審査委員会に属する者のうちから倫理委員会があらかじめ指名する者が、当該研究が次に掲げるすべての要件を満たしており、倫理委員会の付議を必要としないと判断した場合は、この限りではない。

- 1 他の機関において既に連結可能匿名化された情報を収集するもの、無記名調査を行うもの、その他の個人情報を取り扱わないものであること。
- 2 人体から採取された試料を用いないものであること。
- 3 観察研究であって、人体への負荷又は介入を伴わないものであること。

4 研究対象者の意思に回答が委ねられている調査であって、その質問内容により研究対象者の心理的苦痛をもたらすことが想定されないもの

第 5 条 本学部長、本研究科委員長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、研究計画の許可又は不許可その他疫学研究に関し必要な事項を決定しなければならない。この場合において、倫理審査委員会が不承認の意見を述べた疫学研究については、その実施を許可してはならない。

(審査内容)

第 6 条 委員会は前条の申請があったときは、特に次の各号に掲げる観点に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる個人（以下、「個人」という。）の人権の擁護
- (2) 個人の理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる個人への不利益並びに危険性に対する配慮

(委員会の組織)

第 7 条 委員会は、本学の医学・医療の専門家、法律・人文・社会学の有識者若干名をもって組織する。

- 2 委員会は、男女両性で構成されなければならない。
- 3 前項の委員は、本学部教員が本研究科の兼担であることを踏まえ、本学部の教授会の議を経て学部長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 7 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長に事故あるときは、委員長の予め指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の職務)

第 8 条 委員会は、この規程の定めるところにより研究計画書等の審査を行う。

- 2 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について調査審議する。
- 3 委員会は、審査結果を、本学部長、本研究科委員長に通知するものとする。

(迅速審査)

第 9 条 倫理審査委員会は、軽微な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付すことその他の必要な事項を定めることができる。迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告されなければならない。

(委員会の守秘義務)

第 10 条 委員会は、個人のプライバシーや研究のプライオリティーを保持するため、審査経過及び結論の内容を原則として公表してはならない。ただし、委員会が特に必要と認められた場合には、申請者並びに個人の合意を得て公表することができる。

(倫理審査証明)

第 11 条 研究に係る論文の雑誌掲載等に際して必要な倫理審査の証明は、委員会が第 3 条に定める審査を受けた研究計画と当該研究の同一性を認定した上で行う。

申請者は、審査の結果に異議があるときは再審査を求めることができる。

(細 則)

第 12 条 委員会の構成、議事、審査の申請、審査結果の通知等の本規程の細目については、本学部で定める。

(改 正)

第13条 本規程の改正は、教授会及び大学運営会議の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

資料 3-2 保健医療技術学部保健医療科学研究科看護学研究科倫理審査委員会規程（案）

（目的）

第 1 条 保健医療技術学部保健医療科学研究科看護学研究科倫理審査規程第 3 条に基づき、学長の命により、保健医療技術学部、保健医療科学研究科、看護学研究科に倫理審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。また、男女両性で構成されなければならない。

- （1）学部長
- （2）研究科委員長
- （3）理学療法学科教授 1 名
- （4）作業療法学科教授 1 名
- （5）臨床検査学科教授 1 名
- （6）看護学科教授 1 名
- （7）学部長の指名する教授 1 名
- （8）保健医療分野以外の学識経験者及び一般の立場を代表する者 若干名

2 前項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号の委員は、教授会の議を経て、学部長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

5 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。学部長は委員の中から委員長を指名することができる。

6 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故あるときは、学部長が予め指名する委員がその職務を代行する。

（委員会の議事）

第 3 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会は、審査にあたって申請者に出席を求め、研究計画等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。

3 委員会は、必要に応じ専門事項を調査検討するため有識者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員は、自己の申請に係る審査に関与することができない。

5 審議または採決の際には、人文・社会科学分野または一般の立場を代表する委員が 1 名以上出席していなければならない。

6 審査の判定は、出席委員の 3 分の 2 以上の合意によるものとする。

（専門委員）

第 4 条 委員会は、専門の事項を調査検討するため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に係る学内学外の有識者のうちから委員長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じ専門委員の出席を求め、討議に加えることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることができない。

（審査の申請）

第 5 条 研究計画の審査を申請しようとする研究者は、倫理審査申請書（別紙様式 1）に所要事項を記入し、研究計画書（別紙様式 2）および研究同意書（別紙様式 3）を添付の上、各学科または研究科の倫理委員会の委員を経て学部長、研究科委員長に提出するものとする。

2 卒業研究計画の審査を申請する場合は、事前に当該学科において該当研究担当者の卒業研究計画を一覧[申請日；学籍番号；研究担当者；課題名；研究開始、終了；対象；実施場所；研究代表者（指導教員）；学科内審査(対象外, 要迅速審査, 要委員会付議)；付帯事項など]に纏め、研究者（指導教員）の倫理審査申請書（別紙様式 1）と研究計画書（別紙様式 2）および研究同意書（別紙様式 3）を添付し、各科の倫理委員会の委員を経て学部長に提出するものとする。

3 特別研究計画の審査を申請する場合は、事前に当該研究科において該当研究担当者の特別研究計画を一覧[申請日；学籍番号；研究担当者；課題名；研究開始、終了；対象；実施場所；研究代表者（指導教員）；研究科内審査(対象外, 要迅速審査, 要委員会付議)；付帯事項など]に纏め、研究者（指導教員）の倫理審査申請書（別紙様式 1）と研究計画書（別紙様式 2）および研究同意書（別紙様式 3）を添付し、研究科の倫理委員会の委員を経て研究科委員長に提出するものとする。

4 卒業研究計画および特別研究計画を追加申請する場合は、修正した卒業研究計画あるいは特別研究計画一欄と追加分の倫理審査申請書（別紙様式 1）、研究計画書（別紙様式 2）および研究同意書（別紙様式 3）を各科、研究科の倫理審査委員に提出する。

（審査結果の通知）

第 6 条 委員長は、保健医療技術学部保健医療科学研究科看護学研究科倫理審査規程第 2 条に関わる申請を受理したときは速やかに審査を開始し、審査を終了したときは、審査結果通知書（別紙様式 4 または 5、6）をもって申請者に通知しなければならない。

2 前項の通知をするにあたっては、次の各号に掲げる表示により行い、承認の条件、継続審査をする理由、承認しない理由、該当しない理由等について付記するものとする。

（1）承認

（2）条件付承認

（3）継続審査

（4）不承認

（5）非該当

3 各学科の倫理委員会の委員が、保健医療技術学部保健医療科学研究科看護学研究科倫理審査規程第 4 条により、当該研究が倫理委員会の付議を必要としないと判断した場合は、この限りではない。

（再審査）

第 7 条 再審査の求めについては、異議申立書（別紙様式 7）に所要事項を記入し、異議の根拠となる資料等を添付し、第 5 条の申請手続きにより倫理審査申請書（別紙様式 1）と研究計画書（別紙様式 2）および研究同意書（別紙様式 3）を各学科、研究科の倫理審査委員会の委員を経て学部長あるいは研究科長に提出するものとする。

2 委員長は、前項の申請を受理したときは再度審査し、その結果を異議申立に対する通知書（別紙様式 8）をもって申請者に通知しなければならない。

（研究計画の変更）

第 8 条 申請者が研究計画の変更をしようとするときは、第 5 条の申請手続きにより倫理審査申請書（別紙様式 1）と研究計画書（別紙様式 2）および研究同意書（別紙様式 3）に所要事項を記入し、各学科、研究科の倫理審査委員会の委員を経て学部長あるいは研究科長に提出するものとする。

（事 務）

第 9 条 委員会の事務は、保健医療技術学部学生支援センター教務グループ並びに、保健医療科学研究科看護学研究科大学院教務グループが共同して行う。

（雑 則）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が定める。

（改 正）

第 11 条 本規程の改正は、教授会及び大学運営会議の議を経て理事会が決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

資料4-1 看護学研究科 履修モデル

区分	授業科目	配当年次	必修	選択	療養生活支援看護学	健康生活支援看護学
共通科目 15単位以上	看護研究方法論Ⅰ	1	2		◎	◎
	看護研究方法論Ⅱ	2	2		◎	◎
	看護実践教育論	1	2		◎	◎
	看護倫理	1	2		◎	◎
	ヘルスプロモーションと健康教育	1		2	○	○
	家族看護論	1		2	○	○
	看護システム論	1		2	△	△
	看護理論	1	2		◎	◎
	フィジカルアセスメント	1		2	△	△
	病態生理学	1		2	△	△
	看護管理	2		1	△	△
	コンサルテーション論	2		2	△	△
	小計				15単位	15単位
専門教育科目 7単位以上	生活支援看護学総論	1	1		◎	◎
	療養生活支援看護学特論	1		2	○	*
	療養生活支援看護学演習Ⅰ	1		1	○	
	療養生活支援看護学演習Ⅱ	2		1	○	
	療養生活支援看護学実習	2		2	○	
	健康生活支援看護学特論	1		2	*	○
	健康生活支援看護学演習Ⅰ	1		1		○
	健康生活支援看護学演習Ⅱ	2		1		○
	健康生活支援看護学実習	2		2		○
小計				7単位	7単位	
特別研究 8単位	特別研究	2	8		◎	◎
	小計				8単位	8単位
	合計				30単位	30単位

◎：必修 ○：選択必修 △：科目のうち2科目以上選択 \*：選択

資料4-2 看護学研究科 履修モデル (14条対応 長期履修生)

区分	授業科目	配当年次	必修	選択	療養生活支援看護学	健康生活支援看護学	
共通科目 15単位以上	看護研究方法論Ⅰ	1	2		◎	◎	
	看護研究方法論Ⅱ	2	2		◎	◎	
	看護実践教育論	1	2		◎	◎	
	看護倫理	1	2		◎	◎	
	ヘルスプロモーションと健康教育	1		2	○	○	
	家族看護論	1		2	○	○	
	看護システム論	1		2	△	△	
	看護理論	1	2		◎	◎	
	フィジカルアセスメント	1		2	△	△	
	病態生理学	1		2	△	△	
	看護管理	2		1	△	△	
	コンサルテーション論	2		2	△	△	
小計					15単位	15単位	
専門教育科目 7単位以上	生活支援看護学総論	1	1		◎	◎	
	療養生活支援看護学特論	1		2	○	*	
	療養生活支援看護学演習Ⅰ	1		1	○		
	療養生活支援看護学演習Ⅱ	2		1	○		
	療養生活支援看護学実習	2		2	○		
	健康生活支援看護学特論	1		2	*	○	
	健康生活支援看護学演習Ⅰ	1		1		○	
	健康生活支援看護学演習Ⅱ	2		1		○	
	健康生活支援看護学実習	2		2		○	
	小計					7単位	7単位
特別研究 8単位	特別研究	3	8		◎	◎	
	小計					8単位	8単位
	合計					30単位	30単位

◎：必修 ○：選択必修 △：科目のうち2科目以上選択 \*：選択



資料4-3 学位授与までのスケジュール

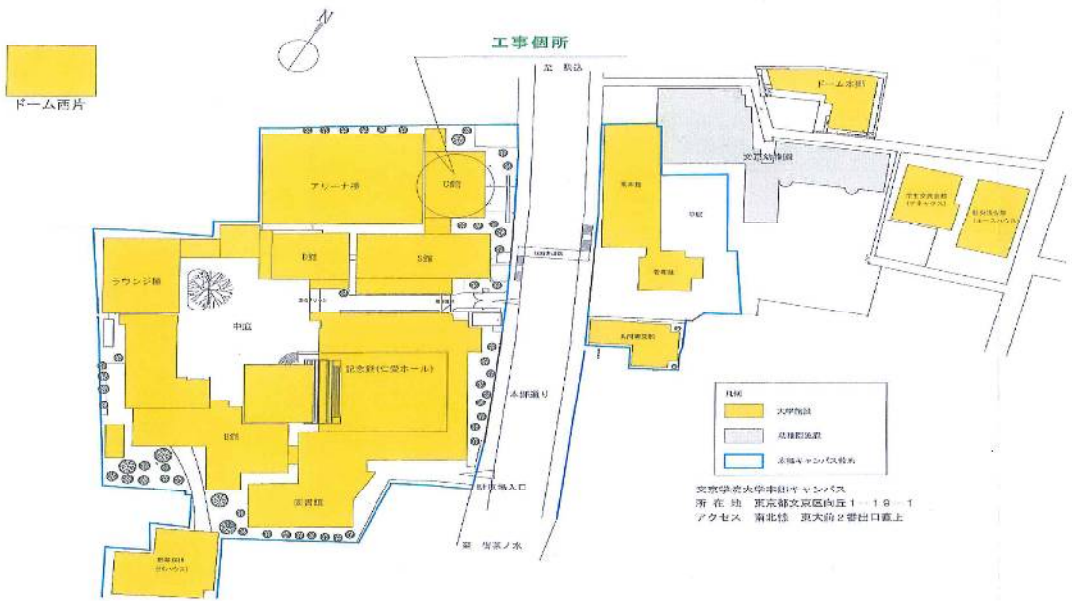
時期	月	
1年次	4月	1年次開講の必修科目を中心に科目の履修を進めながら、研究課題に関連した文献検討を行い、課題の明確化を進める
	6月	研究課題の絞り込みを行い、主指導教員1名、副指導教員1名を決定する
	1月	研究課題の明確化を進める
	2月	臨地実習（2週間）
	3月	研究計画書の作成
2年次	4月	研究計画書の提出
	5月	研究倫理委員会の審査を受ける
	6月	中間報告会を全教員参加のもと、実施する
	6～9月	研究倫理委員会の承認を受けて、研究の実施を行う
	10～1月	修士論文の執筆を進める
	1月末	修士論文の提出
		研究科委員会で、主査1名、副査2名を決定する。
	2月	修士論文審査会を行い、口頭試問を行う
	2月末	修士論文発表会を、全教員参加のもと実施する
	3月初め	修士論文発表会終了の1週間後までに、修士論文の最終提出を行う
3月	修士論文最終提出後、研究科委員会で合否判定の審査を行い、学位授与を決定する 学位授与	

資料4-4 学位授与までのスケジュール (14条対応 長期履修生)

時期	月	
1年次	4月	1年次開講の必修科目を中心に科目の履修を進めながら、研究課題に関連した文献検討を行い、課題の明確化を進める
	6月	研究課題の絞り込みを行い、主指導教員1名、副指導教員1名を決定する
	1月	研究課題の明確化を進める
	3月	研究計画書の作成
2年次	4月	研究計画書の提出
	5月	研究倫理委員会の審査を受ける
	6月	中間報告会を全教員参加のもと、実施する
	6～3月	研究倫理委員会の承認を受けて、研究の実施を行う
	2月	臨地実習（2週間）
3年次	4～1月	修士論文の執筆を進める
	1月末	修士論文の提出
		研究科委員会で、主査1名、副査2名を決定する。
	2月	修士論文審査会を行い、口頭試問を行う
	2月末	修士論文発表会を、全教員参加のもと実施する
	3月初め	修士論文発表会終了の1週間後までに、修士論文の最終提出を行う
	3月	修士論文最終提出後、研究科委員会で合否判定の審査を行い、学位授与を決定する 学位授与

資料№.5 看護学研究科設置の伴う工事計画表(本郷キャンパス)

	令和2年度(申請年度)												令和3年度(開設年度)												令和4年度																													
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																
○館1階改修工事													1/31	改修工事 (令和3年度内完了)										看護学研究科として使用開始(設置1年目)														看護学研究科として使用(設置2年目)																
○館1階教員・校具・備品等納入													2/28	備品等納入完了										看護学研究科として使用開始(設置1年目)														看護学研究科として使用(設置2年目)																



## 和書

No.	書名	出版社	数量
1	エビデンスに基づく看護実践のためのシステムティックレビュー	日本看護協会出版会	1
2	患者参加の質的研究	医学書院	1
3	戦略としての医療面接術	医学書院	1
4	ケースブック患者相談	医学書院	1
5	動機づけ面接法実践入門	星和書店	1
6	動機づけと認知コントロール	北大路書房	1
7	テクノロジーとヘルスケア	生活書院	1
8	コンピテンス	ナカニシヤ出版	1
9	報酬主義をこえて	法政大学出版局	1
10	新・動機づけ研究の最前線	北大路書房	1
11	健康行動理論による研究と実践	日本健康教育学会	1
12	The外来看護	日本看護協会出版会	1
13	看護師が行なう2型糖尿病患者の療養支援	すびか書房	1
14	健康行動理論を活用した心不全患者のセルフケア支援	中山書店	1
15	くすり教育のヒント	薬事日報社	1
16	スキルアップがん化学療法看護	日本看護協会出版会	1
17	概論・リプロダクティブヘルスと看護	メディカ出版	1
18	現代の母性看護	名古屋大学出版会	1
19	母子保健の主なる統計	母子保健事業団	1
20	わが国の母子保健	母子保健事業団	1
21	病態生理学	メディカ出版	1
22	地域ヘルスケア基盤の構築	日本医療企画	1
23	看護微生物学	医歯薬出版	1
24	肥満と生活・健康・仕事の格差	日本評論社	1
25	CKD患者の療養指導ガイド	学研メディカル秀潤社	1
26	小さな拠点を軸とする共生型地域づくり	晃洋書房	1
27	三世代近居の健康長寿学	晃洋書房	1
28	現場で使える在宅ケアのアウトカム評価	ミネルヴァ書房	1
29	精神科訪問看護のいろは	精神看護出版	1
30	精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイド	金剛出版	1
31	暴力のリスクアセスメント	星和書店	1
32	トラウマ・インフォームドケア	精神看護出版	1
33	メンタルステータスイグザミネーション	精神看護出版	1
34	心を病む人の生活をささえる看護	中央法規出版	1
35	精神科看護事例検討ファシリテーション入門	中山書店	1
36	精神看護のナラティブとその思想	遠見書房	1
37	精神看護学	放送大学教育振興会	1
38	認知症の看護ケア	中央法規出版	1
39	ストレングスモデル精神障害者のためのケースマネジメント	金剛出版	1
40	ヒューマンサービスに関わる人のための心の健康学	文化書房博文社	1
41	WRAPを始める!	精神看護出版	1
42	ナースの精神医学	中外医学社	1
43	リエゾン精神医学その治療	中山書店	1
44	現代臨床精神医学	金原出版	1
45	医療従事者のための同意能力評価の進め方・考え方	新興医学出版社	1
46	精神科病院脱施設化論	批評社	1
47	〈いのち〉はいかに語りうるか?	日本学術協力財団	1
48	テキストブック生命倫理	法律文化社	1
49	バイオエシックス	川島書店	1
50	私の生命倫理学ノート	メディカルドゥ	1
51	臨床生化学	メディカ出版	1

## 和書

No.	書名	出版社	数量
52	思春期の性の問題をめぐって	診断と治療社	1
53	あいまいさへの非寛容と精神的健康の心理学	ナカニシヤ出版	1
54	認知症等意思決定能力低下患者の診療における法的問題への処方箋	日本医事新報社	1
55	認知症の緩和ケア	新興医学出版社	1
56	看護師と医療スタッフのためのやさしくわかる新生児疾患	ナツメ社	1
57	ディブリーフィング・ワークの研究	関西学院大学出版会	1
58	心不全ケア教本	メディカル・サイエンス・インターナショナル	1
59	再チャレ!心電図	メディカ出版	1
60	サンプルサイズ的设计		1
61	働く人の病	産業医学振興財団	1
62	情報のちから	東京農業大学出版会	1
63	子ども外来ケア	へるす出版	1
64	小児の発達と看護	メディカ出版	1
65	小児看護技術	メディカ出版	1
66	小児期発症慢性疾患患者のための移行支援ガイド	じほう	1
67	ダニーディン子どもの健康と発達に関する長期追跡研究	明石書店	1
68	新生児学入門 第5版	医学書院	1
69	こどもの病気の地図帳	講談社	1
70	小児看護とアレルギー疾患	中山書店	1
71	小児のメンタルヘルス	中山書店	1
72	小児のための看護マネジメント	中山書店	1
73	フィジカルアセスメントと救急対応	中山書店	1
74	乳幼児・小児服薬介助ハンドブック	じほう	1
75	小児期発症慢性疾患患者のための移行支援ガイド	じほう	1
76	こどもの医療に携わる感染対策の専門家がまとめた小児感染対策マニュアル	じほう	1
77	児童・青年期精神疾患の薬物治療ガイドライン	じほう	1
78	実践 小児薬用量ガイド 第3版	じほう	1
79	小児科領域の薬剤業務ハンドブック	じほう	1
80	対象喪失	中央公論新社	1
81	家族のためのディベロップメンタルケア読本	メディカ出版	1
82	NICUとこころのケア	メディカ出版	1
83	乳幼児の発達障害診療マニュアル	医学書院	1
84	子どもの心を診る医師のための発達検査・心理検査入門	中外医学社	1
85	日本版WISC-IVによる発達障害のアセスメント	日本文化科学社	1
86	ワーキングメモリを生かす効果的な学習支援	学研	1
87	多様な子どもたちの発達支援	学研	1
88	多様な子どもたちの発達支援園内研修ガイド	学研	1
89	はじめての療育	学研	1
90	発達が気になる子どもの療育・発達支援入門	金子書房	1
91	Q&Aで考える保護者支援	学苑社	1
92	女性の健康とライフスタイル	大学教育出版	1
93	ナース・メディカルスタッフのための循環器レクチュア	文光堂	1
94	受動喫煙の環境学	世界思想社	1
95	中年期がん患者の心理社会的支援の可能性	風間書房	1
96	図解看護・医学事典	医学書院	1
97	ヘルスコミュニケーション	ライフ出版社	1
98	市町村社会福祉行政のアドミニストレーション	中央法規出版	1
99	くらしと健康	岩波書店	1
100	教えることの基本となるもの	メヂカルフレンド社	1
101	臨床看護師のための授業リフレクション	メヂカルフレンド社	1
102	シミュレーション教育の効果を高めるファシリテーター Skills & Tips	医学書院	1

No.	書名	出版社	数量
103	災害看護：看護の専門知識を統合して実践につなげる	南江堂	1
104	災害看護：寄り添う、つながる、備える	学研メディカル秀潤社	1
105	災害看護：心得ておきたい基本的な知識	南山堂	1
106	災害看護の本質	日本看護協会出版会	1
107	生涯人間発達論	医学書院	1
108	Nursing Today ブックレット・03	日本看護協会出版会出版会	1
109	子どものQOL尺度 その理解と活用 心身の健康を評価する日本語版KINDL R	診断と治療社	1
110	現場ですぐ引ける医学・看護略語辞典	ナツメ社	1
111	ヘルスコミュニケーション	早稲田大学出版部	1
112	保健医療専門職のためのヘルスコミュニケーション学入門	大修館書店	1
113	行動変容を促すヘルス・コミュニケーション	北大路書房	1
114	東日本大震災における保健医療救護活動の記録と教訓	じほう	1
115	ナースが知っておくがん治療治療とケアの“成り行き” & 薬の最新知識これだけガイド	学研メディカル秀潤社	1
116	ナース・スケジューリング	近代科学社	1
117	社協・行政協働型コミュニティソーシャルワーク	中央法規出版	1
118	OECD公衆衛生白書：日本	明石書店	1
119	看護教育へようこそ	医学書院	1
120	看護教員ハンドブック	医学書院	1
121	公衆衛生の論点	左右社	1
122	保健指導のレンピ	東山書房	1
123	患者・家族に寄り添うアドバンス・ケア・プランニング	メヂカルフレンド社	1
124	IADベストプラクティス	照林社	1
125	これからの高齢者看護学	ミネルヴァ書房	1
126	パーソン・センタード・ケアでひらく認知症看護の扉	南江堂	1
127	高齢者看護の実践能力を育てる	日本看護協会出版会	1
128	高齢者看護学	中央法規出版	1
129	図でわかるエビデンスに基づく高齢者の看護ケア	中央法規出版	1
130	認知症plus転倒予防	日本看護協会出版会	1
131	認知症看護	医歯薬出版	1
132	看護・介護現場のための高齢者の飲んでいる薬がわかる本	医学書院	1
133	身体活動・座位行動の科学	杏林書院	1
134	学生・新人看護師の目の色が変わるアイスブレイク30	医学書院	1
135	看護におけるクリティカルシンキング教育	医学書院	1
136	看護教育のためのパフォーマンス評価	医学書院	1
137	健康行動学	メディカル・サイエンス・インターナショナル	1
138	ミレイ先生のアドラ一流“勇気づけ”保健指導	メディカ出版	1
139	保健指導・行動変容支援ガイド	医歯薬出版	1
140	Dr. 倉原の呼吸にまつわる数字のはなし	メディカ出版	1
141	地域言語聴覚療法	医学書院	1
142	近代教育黎明期における健康教育の研究	風間書房	1
143	HIV/エイズと教育政策	東信堂	1
144	健康医学情報の伝達におけるリーダービリティ	樹村房	1
145	健康行動論	大学教育出版	1
146	現代人にとって健康とはなにか	書肆クラルテ	1
147	パーソナルヘルスレコード	篠原出版新社	1
148	月経研究から性と生殖の健康と権利へ	自由企画・出版	1
149	学校における自殺予防教育のすすめ方	遠見書房	1
150	睡眠教育（みんなく）のすすめ	学事出版	1
151	中学・高校で使える人間関係スキルアップ・ワークシート	学事出版	1
152	世界の学校予防教育	金子書房	1
153	健康教育の教材作りと授業展開	健学社	1
154	保健学習と保健指導をつなぐすこやかテーマ学習	健学社	1
155	性の健康教育と養護教諭の役割	考古堂書店	1
156	根拠がわかる母性看護過程	南江堂	1
157	母性看護学：1	南江堂	1
158	母性看護学：2	南江堂	1
159	健康クイズ100	少年写真新聞社	1
160	学校と家庭で育む子どもの生活習慣	日本学校保健会	1
161	健康教育の理論と実践	日本学校保健会	1
162	からだといのちを感じる保健教材・教具集	農山漁村文化協会	1
163	ライフスキルよい生活習慣づくりのすべてーてんこ盛り事	明治図書出版	1
164	学校におけるがん教育の考え方・進め方	大修館書店	1
165	教育と健康・社会的関与	明石書店	1

和書

No.	書名	出版社	数量
166	すぐに動ける!急変対応のキホン	総合医学社	1
167	はじめての救急看護	メディカ出版	1
168	外傷初期看護ガイドライン	へるす出版	1
169	急性症状・外傷の初期対応	メチカルフレンド社	1
170	救急初療看護に活かすフィジカルアセスメント	へるす出版	1
171	写真でわかる急変時の看護アドバンス	インターメディカ	1
172	症状・徴候をみる力!	総合医学社	1
173	SAS Enterprise Guide	オーム社	1
174	ここからはじめる研究入門	医学書院	1
175	基本からわかる看護統計学入門	医歯薬出版	1
176	ナースのためのデータ処理	技術評論社	1
177	看護統計学への招待	金芳堂	1
178	おしえて先生!看護のための統計処理	東京図書	1
179	ナースに必要な問題解決思考と病院データ分析力	南山堂	1
180	看護師のための統計入門	日本医療企画	1
181	看護管理のベースとなる統計データの読み方入門	日本看護協会出版会	1
182	看護研究サクセスマニュアル	エス・エム・エス	1
183	看護師のためのこれならわかる!伝わるレポート・論文の書き方	ナツメ社	1
184	ナースのための研究発表のツボ211	メディカ出版	1
185	はじめての看護研究	メディカ出版	1
186	はじめての看護研究:計画書の書き方編	メディカ出版	1
187	看護研究サポートブック	メディカ出版	1
188	看護研究で迷わないための超入門講座	医学書院	1
189	黒田裕子の看護研究Step by Step	医学書院	1
190	私だってできる看護研究	医学書院	1
191	質的研究のピットフォール	医学書院	1
192	よくわかる看護研究の進め方・まとめ方	医歯薬出版	1
193	看護研究こころえ帳	医歯薬出版	1
194	Start Up質的看護研究	学研メディカル秀潤社	1
195	基本がわかる看護研究ビギナーズNOTE	学研メディカル秀潤社	1
196	質的看護研究の基礎づけ	看護の科学社	1
197	心理測定を活かした看護研究	金子書房	1
198	看護研究への招待	金芳堂	1
199	看護師に役立つレポート・論文の書き方	金芳堂	1
200	実践能力を磨く看護研究	金芳堂	1
201	看護の現場ですぐに役立つ看護研究のポイント	秀和システム	1
202	ひとりで学べる看護研究	照林社	1
203	グラウンデッド・セオリー・アプローチ	新曜社	1
204	グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いたデータ収集法	新曜社	1
205	看護研究のためのNVivo入門	新曜社	1
206	はじめて学ぶケーススタディ	総合医学社	1
207	ナラエビ医療学入門	日本看護協会出版会	1
208	看護における研究	日本看護協会出版会	1
209	看護実践研究・学会発表のポイントQ&A:上巻	日本看護協会出版会	1
210	看護実践研究・学会発表のポイントQ&A:下巻	日本看護協会出版会	1
211	研究発表のプレゼンもっとよくなります!	日本看護協会出版会	1
212	入門臨床事例で学ぶ看護の研究	福村出版	1
213	はじめてでも迷わない!看護のためのケーススタディ	医学書院	1
214	看護マネジャー意思決定フレームワーク	日総研出版	1
215	看護師の倫理調整力	日本看護協会出版会	1
216	看護者の基本的責務	日本看護協会出版会	1
217	看護倫理ガイドライン	看護の科学社	1
218	看護必要度	日本看護協会出版会	1
219	看護必要度Q&A	オーム社	1
220	アセスメントに自信がつく臨床推論入門	メディカ出版	1
221	看護師のためのアドラー流子育て・自分育て	日本医療企画	1
222	看護師のための睡眠実践法	日本医療企画	1
223	看護教育学研究	医学書院	1
224	経験型実習教育	医学書院	1
225	アクティブラーニングの活用	医学書院	1
226	グループワークその達人への道	医学書院	1
227	看護を教える人のための経験型実習教育ワークブック	医学書院	1
228	看護学実習に役立つルーブリック作成法と実用例	日総研出版	1
229	看護基礎教育におけるシミュレーション教育の導入	日本看護協会出版会	1
230	看護教育に活かすルーブリック評価実践ガイド	メチカルフレンド社	1

## 和書

No.	書名	出版社	数量
231	看護教育学	南江堂	1
232	実習指導を通して伝える看護	医学書院	1
233	授業設計と教育評価	医学書院	1
234	現象学でよみとく専門看護師のコンピテンシー	医学書院	1
235	新人看護師のリフレクションを支援する指導に関する研究	風間書房	1
236	医療安全	学研メディカル秀潤社	1
237	看護のためのポジティブ・マネジメント	医学書院	1
238	看護管理と医療安全	放送大学教育振興会	1
239	看護管理学	南江堂	1
240	事故事例に学ぶ看護師の注意義務	日総研出版	1
241	新しいチーム医療	看護の科学社	1
242	ナースのための教える技術	メディカ出版	1
243	看護職としての社会人基礎力の育て方	日本看護協会出版会	1
244	“生きるからだ”に向き合う	へるす出版	1
245	看護的思考の探究	ゆみる出版	1
246	ワトソン看護論	医学書院	1
247	移行理論と看護	学研メディカル秀潤社	1
248	看護研究の進め方論文の書き方	医学書院	1
249	現象学的看護研究	医学書院	1
250	質的研究の実践と評価のためのサブストラクション	医学書院	1
251	アカデミック・ライティングをめざす看護学生のためのパラグラフ・ライティング	考古堂書店	1
252	ナースのためのシシリー・ソンドース	北大路書房	1
253	看護における communion の構造化	風間書房	1
254	看護栄養学	医歯薬出版	1
255	はじめての研究法	九州神陵文庫	1
256	看護実践の質を改善するためのEBPガイドブック	ミネルヴァ書房	1
257	国際看護	南江堂	1
258	実践者の語りで理解する「生活を支える看護」	日本看護協会出版会	1
259	知って考えて実践する国際看護	医学書院	1
260	病気の成り立ちを知る	東京化学同人	1
261	7つの「看護の知」	晃洋書房	1
262	看護の地図帖	ライフサポート社	1
263	看護学生が身につけたい論理的に書く・読むスキル	医学書院	1
264	実践に生かす看護理論19	サイオ出版	1
265	ナースのためのアドラー流勇気づけ医療コミュニケーション	メディカ出版	1
266	会話分析でわかる看護師のコミュニケーション技術	中央法規出版	1
267	看護におけるコミュニケーション・パラダイムの転換	関東学院大学出版会	1
268	看護における危機理論・危機介入	金芳堂	1
269	看護を学ぶ人のための心理学	弘文堂	1
270	看護師のためのアンガーマネジメント	日本医療企画	1
271	日野原先生から看護をこころざす人に贈る35のメッセージ	日本看護協会出版会	1
272	看護研究	メディカ出版	1
273	地域共生社会に向けたソーシャルワーク	中央法規出版	1
274	ベッドサイドを科学する	学研メディカル秀潤社	1
275	すごく役立つ患者を守る臨床スキル	学研メディカル秀潤社	1
276	ナースのためのWeb音源による呼吸音聴診トレーニング	南江堂	1
277	看護学生・新人のための看護ケアに活かす感染対策ガイド	診断と治療社	1
278	実習の“想定外”を乗り切るほど看護技術	メヂカルフレンド社	1
279	人体の構造からわかる看護技術のエッセンス	医歯薬出版	1
280	知らないと危ない!病棟でよく使われる「くすり」	照林社	1
281	悲しいくらい人に聞けない看護技術	メディカ出版	1
282	臨床検査ビジュアルナースング	学研メディカル秀潤社	1
283	ヘルスアセスメント	メディカ出版	1
284	看護の現場ですぐに役立つフィジカルアセスメントのキホ	秀和システム	1
285	看護に活かす基準・指針・ガイドライン集	日本看護協会出版会	1
286	急性期看護：第1巻	南江堂	1
287	急性期看護：第2巻	南江堂	1
288	呼吸器〈長期呼吸療法に係るもの〉関連	メディカ出版	1
289	重症患者のアセスメントとベストプラクティス	日総研出版	1
290	日常性の再構築をはかるクリティカルケア看護	中央法規出版	1
291	臨床事例で学ぶ急性期看護のアセスメント	メディカ出版	1
292	ドレーン&チューブ管理マニュアル	学研メディカル秀潤社	1
293	新しい慢性疾患ケアモデル—ディジーズマネジメントとナーシングケースマネジメント	中央法規出版	1
294	ヘルスリテラシー	大修館書店	1
295	QOL評価学—測定、解析、解釈のすべて	中山書店	1



和書

No.	書名	出版社	数量
296	セルフケア支援ガイド	ライフサポート社	1
297	慢性期看護	南江堂	1
298	看護実践にいかすエンド・オブ・ライフケア	日本看護協会出版会	1
299	看取りケア プラクティス×エビデンス	南江堂	1
300	緩和ケア	南江堂	1
301	病院からはじまる在宅看取りケア	メヂカルフレンド社	1
302	しびれている身体で生きる	日本看護協会出版会	1
303	すごくわかる!心臓カテーテル	メディカ出版	1
304	ナースができる!皮膚病変の見極め術(トリアージ) 40	南山堂	1
305	はじめてでもやさしいストーマ・排泄ケア	学研メディカル秀潤社	1
306	はじめて学ぶ!脳神経外科のキホンとケア	総合医学社	1
307	看護に役立つ口腔ケアテクニック	医歯薬出版	1
308	看護の現場ですぐに役立つフットケアの基本スキル	秀和システム	1
309	看護の現場ですぐに役立つ胃ろうケアのキホン	秀和システム	1
310	看護の現場ですぐに役立つ消化器看護のキホン	秀和システム	1
311	看護の現場ですぐに役立つ摂食嚥下ケアのキホン	秀和システム	1
312	看護の現場ですぐに役立つ透析ケアのキホン	秀和システム	1
313	看護の現場ですぐに役立つ排泄ケアのキホン	秀和システム	1
314	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	メディカ出版	1
315	写真でわかる整形外科看護アドバンス	インターメディカ	1
316	消化器科ナースポケットブック	学研メディカル秀潤社	1
317	消化器外科の手術看護	医学書院	1
318	はじめての応用行動分析	二瓶社	1
319	行動変容法理論	二瓶社	1
320	がん化学療法の薬ー 抗がん剤・ホルモン剤・分子標的薬・免疫チェックポイント阻害薬・支持療法薬ー はや調べノート	メディカ出版	1
321	透析管理関連	メディカ出版	1
322	皮膚科エキスパートナーシング	南江堂	1
323	褥瘡・創傷のドレッシング材・外用薬の選び方と使い方	照林社	1
324	看護の現場ですぐに役立つ婦人科ケアのキホン	秀和システム	1
325	機能障害からみる看護過程:第1巻	中央法規出版	1
326	機能障害からみる看護過程:第2巻	中央法規出版	1
327	機能障害からみる看護過程:第3巻	中央法規出版	1
328	黒田裕子のしっかり身につく看護過程	照林社	1
329	臨床で実際に役立つ疾患別看護過程	総合医学社	1
330	生体と電磁波	丸善出版	1
331	感染症ワールド	早稲田大学出版部	1
332	感情のコントロールと心の健康	晃洋書房	1
333	患者調査:平成29年上巻	厚生労働統計協会	1
334	患者調査:平成29年下巻	厚生労働統計協会	1
335	受療行動調査	厚生労働統計協会	1
336	患者の力	春秋社	1
337	高齢者の社会活動と介護予防	晃洋書房	1
338	住民主体の楽しい「通いの場」づくり	日本看護協会出版会	1
339	ソーシャル・キャピタルと地域の力	日本評論社	1
340	健康長寿の社会文化的文脈	風間書房	1
341	健康論	道和書院	1
342	長寿社会を生きる	唯学書房	1
343	看護教育を拓く授業リフレクション	メヂカルフレンド社	1
344	誰の健康が優先されるのか	岩波書店	1
345	看護六法	新日本法規出版	1
346	看護教育に活かすルーブリック評価実践ガイド	メヂカルフレンド社	1
347	看護教育に活かすアクティブ・ラーニング	メヂカルフレンド社	1
348	看護教育を創る授業デザイン	メヂカルフレンド社	1
349	地域の医療はどう変わるか	藤原書店	1
350	地域包括ケアと医療・ソーシャルワーク	勁草書房	1
351	医療施設調査病院報告:平成29年上巻	厚生労働統計協会	1
352	医療施設調査病院報告:平成29年下巻	厚生労働統計協会	1
353	「患者様」が医療を壊す	新潮社	1
354	患者の権利オンブズマン勧告集	明石書店	1
355	価値創造の健康情報プラットフォーム	慶應義塾大学出版会	1
356	グローバル共生社会へのヒント	星槎大学出版会	1
357	患者の目線	医学書院	1
358	これから始める!シェアード・ディジションメイキング	日本医事新報社	1
359	患者の声を聞く	篠原出版新社	1
360	正解を目指さない!?意思決定+支援	南江堂	1

## 資料6 令和2年度図書等購入予定リスト

和書

No.	書名	出版社	数量
361	医学研究実施と報告における必須事項クイックリファレンス	アトムス	1

## 洋書

No	書名	出版社	数量
1	Understanding Addiction as Self Medication Finding Hope Behind the Pain	Rowman & Little Publishers, Inc.	1
2	Nursing Research	Lippincott Williams & Wilkins	1
3	Wong's Essentials of Pediatric Nursing	Mosby	1
4	Family Health Care Nursing	F.A. Davis Company	1
5	Emotion, Aging, and Health	American Psychological Association	1
6	Hamric and Hanson's Advanced Practice Nursing	Saunders	1
7	Advancing the Science of Implementation across the Cancer Continuum	Oxford U.P., New York	1
8	Effects of Lifestyle on Men's Health	Academic Pr.	1
9	Mental Health as Public Health	Academic Pr.	1
10	Battling the Opioid Epidemic	Nova Science	1
11	Advancing Health and Well-Being	Oxford U.P., New York	1
12	Perceived Health and Adaptation in Chronic Disease	Routledge	1
13	The Human Body and Weightlessness	Springer International Pub.	1
14	A Public Health Strategy for Living, Aging and Dying in Solidarity	CRC Pr.	1
15	Climate Information for Public Health Action	Routledge	1
16	Collaborating for Health	Routledge	1
17	Community-Based Participatory Research for Health	Wiley	1
18	Ethical Issues in Women's Healthcare	Oxford U.P., New York	1
19	Global Health Studies	Polity Pr.	1
20	Health and Safety in Contemporary Britain	Palgrave Macmillan	1
21	Health Care Policy and Practice	Routledge	1
22	Health Communication	Polity Pr.	1
23	Health on Delivery	Routledge	1
24	Health Policy in a Time of Crisis	Routledge	1
25	Health Research Governance in Africa	Routledge	1
26	Healthy or Sick?	Cambridge U.P.	1
27	Landesman's Public Health Management of Disasters	American Public Health Association (#5295)	1
28	Participatory Research for Health and Social Well-Being	Springer International Pub.	1
29	Qualitative Methods for Health Research	Sage Pub.	1
30	Contextual Therapy for Family Health	Routledge	1
31	Disaster Mental Health Case Studies	Routledge	1
32	Postfeminism and Health	Routledge	1
33	Motivation and Action	Springer International Pub.	1
34	A Handbook for the Study of Mental Health	Cambridge U.P.	1
35	The Routledge Handbook of International Development, Mental Health and Wellbeing	Routledge	1
36	Behavioral Health Care and Technology	Oxford U.P., New York	1
37	Sedentary Behaviour Epidemiology	Springer International Pub.	1
38	Physical Activity and Health Promotion in the Early Years	Springer International Pub.	1
39	Play, Physical Activity and Public Health	Routledge	1
40	Motivation	Routledge	1
41	Motivation for Learning and Performance	Academic Pr.	1

## 洋書

No	書名	出版社	数量
42	Motivational Interviewing in Nutrition and Fitness	Guilford Pub.	1
43	Self-Control, Decision Theory, and Rationality	Cambridge U.P.	1
44	The Oxford Handbook of Human Motivation	Oxford U.P., New York	1
45	Cardiovascular Disease	Wiley-Blackwell	1
46	Food Insecurity and Disease	Apple Academic Pr.	1
47	Healthful Eating As Lifestyle (HEAL)	CRC Pr.	1
48	Nutrition in the Prevention and Treatment of Disease	Academic Pr.	1
49	The Prevention of Cardiovascular Disease through the Mediterranean Diet	Academic Pr.	1
50	Developmental Origins of Health and Disease (DOHaD)	Springer Singapore	1
51	Health for all Children	Oxford U.P.	1
52	Routledge International Handbook of Women's Sexual and Reproductive Health	Routledge	1
53	Health Care as a Right of Citizenship - The Continuing Evolution of Reform	Columbia U.P.	1
54	The Road to Universal Health Coverage	The Johns Hopkins U.P.	1
55	Connecting the Quality of Life Theory to Health, Well-being and Education	Springer International Pub.	1
56	Participation in Health and Welfare Services	Routledge	1
57	Addiction, Behavioral Change and Social Identity	Routledge	1
58	Motivation for Sustaining Health Behavior Change	Routledge	1
59	Ageing, Physical Activity and Health	Routledge	1
60	Healthcare Systems	CRC Pr.	1
61	Good Health and Well-Being	Springer International Pub.	1
62	Health and Education in Early Childhood	Cambridge U.P.	1
63	Empowerment of Women for Promoting Health and Quality of Life	Oxford U.P., New York	1
64	Quality of Life & Public Health	Nova Science	1
65	Health Disparities	Springer International Pub.	1
66	Health inequalities	Oxford U.P.	1
67	The World Health Organization	Cambridge U.P.	1
68	Social Web and Health Research	Springer International Pub.	1
69	Participatory Health Research	Springer International Pub.	1
70	Social Marketing and Public Health	Oxford U.P.	1
71	Health and Behavior	Rowman & Littlefield	1
72	Health Behavior Change	Routledge	1
73	Promoting Behavioral Health and Reducing Risk among College Students	Routledge	1
74	The Psychology of Gender and Health	Academic Pr.	1
75	Board Review in Preventive Medicine and Public Health	Academic Pr.	1
76	Human Disease and Health Promotion	Wiley	1
77	Improving Population Health Using Electronic Health Records	CRC Pr.	1
78	Health Issues and Care System for the Elderly	Springer Singapore	1
79	Intelligent Health Policy	Springer International Pub.	1
80	Prevention and Control of Infections in Hospitals	Springer International Pub.	1
81	Community-Based Healthcare	Brill   Sense	1

No	書名	出版社	数量
82	The Future of Health, Wellbeing and Physical Education	Palgrave Macmillan	1
83	Wellbeing in Higher Education	Routledge	1
84	Health and Physical Education	Cambridge U.P.	1
85	Assessment in Health Professions Education	Routledge	1
86	Interprofessional Simulation in Health Care	Springer International Pub.	1
87	Essentials of Health Behavior	Jones & Bartlett Publishers Inc.	1
88	Health Behavior Theory for Public Health: Principles, Foundations, and Applications	Jones & Bartlett Publishers Inc.	1
89	Becoming a Reflective Practitioner	Wiley-Blackwell	1
90	Nursing Ethics	Jones & Bartlett Publishers Inc.	1
91	Nursing in Today's World	Lippincott Williams & Wilkins	1
92	Philosophy of Science for Nursing Practice	Springer Pub.	1
93	Theoretical Basis for Nursing	Lippincott Williams & Wilkins	1
94	Conceptual Models of Nursing	Pearson Education (PH USA)	1
95	Foundations of Interprofessional Collaborative Practice in Health Care	Mosby	1
96	Health Psychology in Nursing Practice	Sage Pub.	1
97	Key Concepts and Issues in Nursing Ethics	Springer International Pub.	1
98	Nurse's Legal Handbook	Lippincott Williams & Wilkins	1
99	Nursing Outcomes Classification (NOC)	Mosby	1
100	Nutritional Foundations and Clinical Applications	Mosby	1
101	Partiality and Justice in Nursing Care	Routledge	1
102	Psychology for Nursing and Healthcare Professionals	Sage Pub.	1
103	Critical Thinking and Writing in Nursing	Learning Matters	1
104	Passing Calculations Tests in Nursing	Learning Matters	1
105	Reflective Practice in Nursing	Learning Matters	1
106	Skill Checklists for Fundamentals of Nursing	Lippincott Williams & Wilkins	1
107	Skill Checklists for Taylor's Clinical Nursing Skills	Lippincott Williams & Wilkins	1
108	Mosby's 2020 Nursing Drug Reference	Mosby	1
109	Mosby's Drug Guide for Nursing Students	Mosby	1
110	Mulholland's The Nurse, The Math, The Meds	Mosby	1
111	Nursing Key Topics Review	Elsevier	1
112	Fundamentals of Applied Pathophysiology	Wiley-Blackwell	1
113	Gould's Pathophysiology for the Health Professions	Saunders	1
114	Understanding Fever and Body Temperature	Palgrave Macmillan	1
115	Lashley's Essentials of Clinical Genetics in Nursing Practice, Second Edition	Springer Pub.	1
116	Structure & Function of the Body	Mosby	1
117	Memmler's the Human Body in Health and Disease	Lippincott Williams & Wilkins	1
118	Clinical Nurse Educator Competencies	Lippincott Williams & Wilkins	1
119	Creative Teaching Strategies for the Nurse Educator	F.A. Davis Company	1
120	Critical Care Nursing Certification	McGraw-Hill	1
121	Critical Pedagogy in Nursing	Palgrave Macmillan	1
122	Emerging Technologies and Work-Integrated Learning Experiences in Allied Health Education	IGI Global	1

## 洋書

No	書名	出版社	数量
123	Expert Clinician to Novice Nurse Educator: Learning from First-Hand Narratives	Springer Pub.	1
124	Foundations of Clinical Nurse Specialist Practice, Second Edition	Springer Pub.	1
125	Innovative Teaching Strategies in Nursing and Related Health Professions	Jones & Bartlett Publishers Inc.	1
126	Quantum Leadership: Building Better Partnerships for Sustainable Health	Jones & Bartlett Publishers Inc.	1
127	Scientific Inquiry in Nursing Education	Lippincott Williams & Wilkins	1
128	Supervision and Mentoring in Healthcare	Sage Pub.	1
129	Teaching Cultural Competence in Nursing and Health Care: Inquiry, Action, and Innovation.	Springer Pub.	1
130	Teaching in Nursing	Saunders	1
131	Teaching Strategies for Nurse Educators	Pearson Education (PH USA)	1
132	The Nurse Professional: Leveraging Your Education for Transition Into Practice	Springer Pub.	1
133	Succeeding in Literature Reviews and Research Project Plans for Nursing Students	Learning Matters	1
134	Data for Nurses	Academic Pr.	1
135	Measuring Capacity to Care Using Nursing Data	Academic Pr.	1
136	Measurement in Nursing and Health Research	Springer Pub.	1
137	Routledge International Handbook of Qualitative Nursing Research	Routledge	1
138	Statistics for Nursing Research	Elsevier	1
139	Nursing Theorists and Their Work	Elsevier	1
140	Action Research for Nurses	Sage Pub.	1
141	Being Participatory: Researching with Children and Young People	Springer International Pub.	1
142	Burns and Grove's The Practice of Nursing Research	Saunders	1
143	Contemporary Nursing Knowledge	F. A. Davis Company	1
144	Encyclopedia of Nursing Research	Springer Pub.	1
145	Essentials of Nursing Research	Lippincott Williams & Wilkins	1
146	Establishing a Research-Friendly Environment: A Hospital-Based Approach	Jones & Bartlett Publishers Inc.	1
147	Frameworks for Advanced Nursing Practice and Research	Springer Pub.	1
148	Health Sciences Literature Review Made Easy.	Jones & Bartlett Publishers Inc.	1
149	Introduction to Nursing Research: Incorporating Evidence-Based Practice	Jones & Bartlett Publishers Inc.	1
150	Knowledge Development in Nursing	Mosby	1
151	Making a Difference with Nursing Research	Pearson Education (PH USA)	1
152	Middle Range Theories: Application to Nursing Research and Practice	Lippincott Williams & Wilkins	1
153	Navigating the Maze of Research	Elsevier	1
154	Nursing and Healthcare Research at a Glance	Wiley-Blackwell	1
155	Nursing Concept Analysis	Springer Pub.	1
156	Nursing Research	Sage Pub.	1
157	Nursing Research	Lippincott Williams & Wilkins	1
158	Nursing Research	Mosby	1
159	Nursing Research Critiques: A Model for Excellence	Springer Pub.	1
160	Qualitative Research in Nursing and Healthcare	Wiley-Blackwell	1

## 洋書

No	書名	出版社	数量
161	Reading, Understanding, and Applying Nursing Research	F.A. Davis Company	1
162	Resource Manual for Nursing Research	Lippincott Williams & Wilkins	1
164	Study Guide for Essentials of Nursing Research	Lippincott Williams & Wilkins	1
165	Study Guide for Nursing Research	Mosby	1

令和3年度図書等購入予定リスト

和書

No.	書名	出版社	数量
1	さあ、医学研究をはじめよう!	中外医学社	1
2	PICOから始める医学文献検索のすすめ	南江堂	1
3	質的研究をめぐる10のキークエスチョン	医学書院	1
4	医学的研究のデザイン	メディカル・サイエンス・インターナショナル	1
5	がん看護コアカリキュラム	医学書院	1
6	看護実践に活かす中範囲理論	メジカルフレンド社	1
7	疾病征圧への道：上巻	創英社	1
8	疾病征圧への道：下巻	創英社	1
9	高齢者の社会的孤立と地域福祉	明石書店	1
10	身体活動・体力と健康	朝倉書店	1
11	ヘルスプロモーション	聖学院大学出版会	1
12	ネルソン小児科学 原著第19版	エルゼビア・ジャパン	1
13	コミュニティソーシャルワークの新たな展開	中央法規出版	1
14	地域保健の原点を探る	杏林書院	1
15	売薬と受診の社会史	法政大学出版局	1
16	社会医療診療行為別統計	厚生労働統計協会	1
17	がん看護学	ヌーヴェルヒロカワ	1
18	国民の栄養白書	日本医療企画	1
19	家族エンパワーメントをもたらす看護実践	へるす出版	1
20	家族看護学 第5版	日本看護協会出版会	1
21	健康的存在	ナカニシヤ出版	1
22	リサーチ・クエスチョンの作り方第3版	健康医療評価研究機構	1



## 令和3年度図書等購入予定リスト

## 洋書

No	書名	出版社	数量
1	Understanding Nursing Research	Saunders	1
2	Using Nursing Research to Shape Health Policy	Springer Pub.	1
3	Writing for Publication in Nursing	Springer Pub.	1
4	Foundations of Nursing Research	Pearson Education (PH USA)	1
5	Making Sense of Research in Nursing, Health and Social Care	Sage Pub.	1
6	Community and In-Home Behavioral Health Treatment	Routledge	1
7	Vegetarian and Plant-Based Diets in Health and Disease Prevention	Academic Pr.	1
8	Advances in Exercise and Health for People With Mobility Limitations	Springer International Pub.	1
9	Affective Determinants of Health Behavior	Oxford U.P., New York	1

令和4年度図書等購入予定リスト

和書

No.	書名	出版社	数量
1	診療報酬まるわかり 小児の入退院支援と訪問看護 実践ガイド	へるす出版	1
2	看護師のための文章ノート	日本看護協会出版会	1
3	医学的測定尺度の理論と応用	メディカルサイエンスインターナショナル	1
4	こどもセルフケア看護理論	医学書院	1
5	ナースのための小児・新生児の外科疾患	メディカ出版	1
6	幼児期と社会 1	みずず書房	1
7	幼児期と社会 2	みずず書房	1
8	ピアジェに学ぶ認知発達の科学	北王子書房	1
9	病院におけるチャイルドライフ	中央法規出版	1
10	小児看護ケアマニュアル	中山書店	1
11	子どもエスノグラフィ入門	新曜社	1
12	対人関係の発達心理学	新曜社	1
13	ことばのはじまり	新曜社	1
14	看護科学のパラダイム転換	へるす出版	1
15	看護の総合的な知の構築に向けて	エルゼビア	1
16	SPSSで学ぶ医療系多変量データ解析	東京図書	1
17	医学的研究のための多変量解析	メディカルサイエンス インターナショナル	1
18	公私で支える高齢者の地域生活：第1巻	勁草書房	1
19	公私で支える高齢者の地域生活：第2巻	勁草書房	1
20	公私で支える高齢者の地域生活：第3巻	勁草書房	1
21	看護学のための多変量解析入門	医学書院	1
22	景気変動が健康に与える影響	三菱経済研究所	1
23	社会と健康	東京大学出版会	1
24	質的研究を科学する	医学書院	1
25	くらしのなかの看護	ナカニシヤ出版	1
26	歯・口の保健教育	東山書房	1
27	勤労者のソーシャルサポートと精神的健康に関する研究	風間書房	1
28	カンファレンスで学ぶ多職種で支える一人暮らしの在宅ケア	南山堂	1
29	「健康」語りと日本社会	新評論	1
30	健康長寿社会を実現する	大修館書店	1
31	SAS Enterprise Guide	オーム社	1
32	研究指導方法論	医学書院	1
33	授業が変わる!学びが深まる!看護教員のための授業研究	医学書院	1
34	授業方法の基礎 (看護教育実践シリーズ 3)	医学書院	1
35	体験学習の展開 (看護教育実践シリーズ 5)	医学書院	1
36	臨地実習ガイダンス	医学書院	1
37	看護学臨地実習ハンドブック	金芳堂	1
38	看護場面の再構成, 改訂版	日本看護協会出版会	1
39	禁煙・受動喫煙教育新論	世論時報社	1
40	生きていく力を育てる個別保健指導	東山書房	1
41	現代の医学的研究方法	メディカル・サイエンス・インター ナショナル	1
42	あなたの臨床研究応援します	羊土社	1
43	ものいう患者	幻冬舎メディアコンサルティング	1
44	コメディカルスタッフのための論文の書き方	インテルナ出版	1

## 令和4年度図書等購入予定リスト

## 洋書

No	書名	出版社	数量
1	Social Research in Health and Illness	Routledge	1
2	Unequal Health	Rowman & Littlefield	1
3	Behavioral Health Specialist in Primary Care: Skills for Integrated Practice	Springer Pub.	1
4	Health Behavior Change	Elsevier Science	1
5	Integrated Behavioral Health in Primary Care	Springer International Pub.	1
6	Sport, Physical Activity and Public Health	Routledge	1
7	Statistics for Nursing: A Practical Approach	Jones & Bartlett Publishers Inc.	1

資料7 基礎となる学部との関連図

【保健医療技術学部看護学科】

【看護学研究科】

基礎分野

○人間と生活・社会の理解  
および科学的思考の基盤

人間共生論
心理学概論
生命科学（生命倫理）
哲学
医療心理学
統計学

専門基礎分野

○人体の構造と機能および心身の発達

人体の構造と機能Ⅰ（解剖学）
人体の構造と機能Ⅱ（生理学）
生化学
栄養学
臨床栄養学
運動学
人間の発達と健康Ⅰ （母胎期～青年期）
人間の発達と健康Ⅱ （成人期～老年期）

○疾病の成り立ちと健康回復の促進

病理学
微生物学
臨床薬理学
病態治療学Ⅰ
病態治療学Ⅱ
臨床検査学

○健康の保持・増進と社会保障

公衆衛生学
疫学
社会保障論
社会福祉論

専門分野

○看護の基本

看護学総論
看護コミュニケーション論
看護倫理学
アセスメントと看護技術Ⅱ
アセスメントと看護技術Ⅲ
アセスメントと看護技術Ⅳ
地域看護論
健康教育論

○看護の実践

成人看護学Ⅰ（慢性期）
成人看護学Ⅱ（慢性期）
成人看護学Ⅲ（急性期）
終末期看護論
家族看護論Ⅰ
家族看護論Ⅱ
在宅看護論
外来看護論
母性看護学Ⅰ
母性看護学Ⅱ
小児看護学Ⅰ
小児看護学Ⅱ
精神看護学
老年看護学

○看護の統合

看護研究概論
チーム医療論Ⅰ
災害看護学
看護管理学

共通科目

看護研究方法論Ⅰ
看護研究方法論Ⅱ
看護実践教育論
看護倫理
ヘルスプロモーションと健康教育
家族看護論
看護システム論
看護理論
フィジカルアセスメント
病態生理学
看護管理
コンサルテーション論

専門教育科目

生活支援看護学総論
療養生活支援看護学特論
療養生活支援看護学演習Ⅰ
療養生活支援看護学演習Ⅱ
療養生活支援看護学実習
健康生活支援看護学特論
健康生活支援看護学演習Ⅰ
健康生活支援看護学演習Ⅱ
健康生活支援看護学実習

特別研究科目

特別研究
------

## 資料8 大学院看護学研究科長期履修学生に関する規程（案）

（趣 旨）

第 1 条 本研究科では、大学院学則第 4 5 条に基づいて、学術の進展や社会の要請に適切に対応し、生涯学習の振興の観点から、大学院における学習機会の多様化を図ることを目的とした「長期履修学生」を受け入れることとし、本規程で、これについて必要な事項を定める。

（長期履修学生）

第 2 条 本研究科は、学生が 2 年間の標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認めることができるものとする。

2 学生が、職業を有している等の事情により、2 年間の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出た時は、これを「長期履修学生」とし、その計画的な履修を認め、学納金について通常の学生とは異なる納入方法を定める。

（入学方法）

第 3 条 長期履修を希望する学生は、受験時に「修了までの研究計画書」を提出して、募集要項に定められた入学試験を受験し、入学を許可されかつ入学した場合に「長期履修学生」となる。出願日程、試験期日、選考方法、入学手続き等については、すべて募集要項に記載された通常の方法による。

（長期履修の年限）

第 4 条 長期履修学生の修業年限は 3 年間とし、在学年限は大学院学則第 1 2 条に基づいて 4 年を超えて在学することができない。

（学納金の納入方法）

第 5 条 長期履修学生は、その修業予定年限によって、下記のように学納金を納入する。入学時の納入については、募集要項で指定された期日・手続きとする。ただし、授業料については各年次の前期、後期履修登録確定後、指定した期日とする。

2 入学金については、入学許可を受ける際に、募集要項で示された期日迄に納付するものとする。

3 授業料については、学則別表で定めた授業料（年額）2 ヶ年分を合算し、総額を修業予定年限の学期数で按分し、各学年次の前期・後期の授業料として納付するものとする。なお、1,000 円以下の端数は、第 1 年次前期授業料から 2 ヶ年分の授業料に達するまで順次切り上げて、以降は切り捨てとする。

4 施設費は、所定の額を第 1 年次の前期に納付するものとする

5 維持管理費と演習費は、所定の年額を在学期間中の各学年次の前期・後期で半額ずつ納付するものとする。

（予定を繰り上げて修了する場合の措置）

第 6 条 長期履修学生が 2 年間で修了単位を修得し、予定を早めて修了する場合、またはその他のケースで、それぞれ予定を早めて修了する場合には、学納金については、予定基本学費を一括納入することによって修了を認めることができる。但し、本研究科では 2 年間以上の在学を必要とする。

（長期履修学生の学籍その他取り扱い）

第 7 条 長期履修学生は正規の学生として取り扱い、通常の学生と学則、学内諸規程、履修、成績、学籍、学生生活等において学内では何等差別をしない。但し、通学定期券の申請、

学生割引きっぷの購入、その他一般社会における待遇・地位については、それぞれの定められた法規、取り扱い規程等によるものとする。

(長期履修学生の中途退学と復学)

第 8 条 長期履修学生が中途退学した場合、もしくは除籍となった場合には、それまで修得した単位は有効なものとする。

2 中途退学もしくは除籍となった長期履修学生が、復学を許可された場合には、当初の計画通りの長期履修を認めることがある。その場合には、既修得単位と復学以後の単位を併せて修了単位として認めることができる。また、復学後長期履修でない形態の履修を希望した場合には、これを認めることができる。この場合、学納金については、総額として当初予定金額を改めて計算し金額を通知する。

(修了)

第 9 条 長期履修学生が計画通りの単位修得と在学年数を経て、本研究科の所定の修了要件を満たした場合は、研究科委員会は修了を認定する。

2 予定年限を短縮して単位修得した場合も、本研究科の所定の修了要件を満たし、予定学納金を完済した場合には、研究科委員会は修了を認定することができる。

3 中途退学もしくは除籍となった者が、その後、本研究科で科目履修もしくは他大学院で単位修得を行っても、本研究科の修了要件には該当しない。

(各種証明書の発行)

第 10 条 在学証明書、成績証明書、修了証明書等、本学が発行する各種証明書は、長期履修学生に対しても通常の学生と同様の手続きで、同様の形式・書式をもって発行するものとする。

(改組転換等の組織変更について)

第 11 条 改組転換、組織改編等の事情により、教育組織を改組する場合には、最終学年の修了を待って本研究科を廃止することになるため、当該長期履修学生は、最終学年修了時をもって引き継がれる研究科等に移籍するものとする。

(改正)

第 12 条 本規程の改正は、研究科委員会および大学運営会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。